

1. 議事日程（令和7年第1回北広島町議会定例会）

令和7年2月13日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|-------|------------------------|
| 亀岡純一 | 地域の資源をどう活用するのか |
| 宮本裕之 | ①命を守る住宅火災対策を問う |
| | ②せど山事業の全町展開と木材有効利用を問う |
| 伊藤淳 | ①豊平と大朝の消防出張所閉鎖の可能性について |
| | ②地域づくりセンターの閉館日と利便性向上 |
| | ③新庄小学校の維持管理と地域利用 |
| 佐々木正之 | ①マイナンバー制度について |
| | ②子育て支援について |
| 伊藤立真 | 北広島町地域防災計画と防災対応を問う |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一 | 2番 伊藤立真 | 3番 敷本弘美 |
| 4番 中村忍 | 5番 佐々木正之 | 7番 美濃孝二 |
| 8番 梅尾泰文 | 9番 伊藤淳 | 10番 服部泰征 |
| 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	芸北支所長 村竹明治
大朝支所長 矢部芳彦	豊平支所長 熊谷忠明	危機管理課長 川手秀則
総務課長補佐 田村智行	財政政策課長 国吉孝治	管財課長 高下雅史
まちづくり推進課長 小椿治之	税務課長 植田優香	町民保健課長 迫井一深
福祉課長 細居治	こども家庭課長 芥川智成	環境生活課長 出廣美穂
農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 大本賢一郎	建設課長 竹下秀樹

消 防 長 笠 道 宏 和 教 育 課 長 植 田 伸 二 会 計 管 理 者 大 畑 紹 子

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局 田 邊 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。久しぶりの一般質問トップバッターということで大変緊張しておりますが、元気よくやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今回の私の一般質問のテーマは、「地域の資源をどう活用するのか」ということでございます。今年令和7年は、西暦では2025年、21世紀の4分の1の節目であります。昭和になってから100年目、また、広島、長崎の被爆から80年、すなわち、太平洋戦争の終戦から80年、そして、私たちの北広島町ができて20年という大きな節目の年であります。平家物語の冒頭には、「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり」という有名な一節がありますが、時の流れの中に生きている私たちは常に変化する状況に置かれているわけです。私は、この地域がこれから先の時代もここで生きていく人々にとって、豊かに幸せを感じながら生活できるまちとなるように改めて温故知新の思いを持って、今回の質問を試みようと思っております。最初の質問です。今の時代につながるこのまち、この地域の歴史は、どのくらいまで遡ってどのように現在に伝えられているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） なかなか大きな質問でございますので、答えにくいところがございますけれども、私なりの解釈でお答えをさせていただこうと思っております。まず歴史とは、人々が生活し、

活動する中で様々なものが現在まで受け継がれてきた過程を示すものだと思っております。これまでも先人の方々により生活様式や伝統、文化、自然、産業など様々なものが現在まで受け継がれてきております。その形態は地域によって様々でございます。ものによって起源に違いもございますので、遡り方も様々なものがあると思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） それぞれの地域によって確かに起源に違いがありますし、その遡り方も様々だというふうに言われましたが、この様々な遡り方ということですが、それは例えばどのようなことでしょうか、ちょっとそこ分りにくいなと思ったんです。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 先ほどの答弁の中で生活様式であるとか伝統・文化とを申し上げました。この町内にもいろんな伝統芸能ございます。神楽であったり花田植だったり、それぞれのものについては起源が違います。伝わり方も内容もそれぞれのものがあるかと思っております。また自然につきましても、これはかなり古い歴史遡るかも分かりませんが、その自然を活用した森林活用であったり田畑であったり、そこら辺の開発についてもまた違いがあるのかなと思っております。産業につきましてもそこに先ほど申し上げました林業であったり農林水産業であったり、また製造業とか新たな商業とかいうことになりますと、またその起源も変わってくるのかなと思っております。どこに焦点を当てるかによって、その考え方は、見方は変わってくるものかなと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 焦点の当て方、着目の仕方によって様々な遡り方があると、そういうことですね。私は一般的な歴史としてこの地域はいつ頃から人が住むようになったとか、そういう話を答弁されるのかなと思ってお聞きしてたんですが、ちょっと違ってました。分かりました。もう一つの、どのように伝えられているかという点について、それこそ様々な視点はあるかもしれませんが、この町としての歴史全体でもいいし、部分的でもいいですが、そうした歴史というところ、観点で、伝えられているか、例えば小学校、中学校ではどういうふうに伝えられているかという、そういった点についてはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 全体的な話というところで、人々、皆さんが生活をする中で人間関係が生まれ、コミュニティが生まれ、それぞれの中の生活様式であったりしきたりとかが形成されてきたと思います。そのものにつきましては地域、まずは地域の中で家庭を含め、地域の中で受け継がれてくるものだと思っておりますし、そういうふうなことを地域全体で取りまとめ、町としても酌み取りながら、学校、小学校、中学校等で地域の在り方であったりとか、生活環境の在り方とかいうものについては、ある程度の受け継ぐ流れはあるのかなと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） ちょっとまた小学校、中学校でどんなふうに歴史だとか、あるいは地域のことについて教えられているかということについては、また項目が違うので、もし機会があれば、また、それは改めて聞いてみたいと思いますが、今回は地域の資源について歴史と絡めながら質問していきたいと思いますが、私の住む地域では、昭和26年の議会の議決を経て、雄鹿原村史編さんに着手しております。昭和31年3月に発行されております、雄鹿原村史というものがあありますが、その雄鹿原村史の序文の中に、時の広島県知事大原博夫氏が次のように述べら

れています。非常に興味深い内容がありましたので、ちょっと紹介させていただきます。この土の香り高い雄鹿原村史は、最も身近な具体的な歴史であります。今掘り起こしている田畑は、かつて先祖が少しずつ山裾を切り開き、子孫が代々耕してきた労働の遺産であります。途中省略しますが、この村史によってたどってきた跡を明らかにし、その伝統を調べ、これを他の地方史と比べ、また歴史の発展法則と照らし合わせることにより、どのような共通性と特殊性を持っているかが分かり、現在の姿がはっきりつかまれます。したがって、今後どのような問題に取り組むべきか、おのずから将来の問題が生まれてきます。これがまさに温故知新ではないかというふうに思うわけです。またこの際に、端書きで時の村長、大東彌一氏が残されている一節もありますので紹介させていただきたいと思います。雄鹿原村の開元は、古来の伝説と神祠及び古墳等により考証すると、遠く一千有余年に遡り、落ち武者狩猟に來たり、うっそうたる林の中に肥沃地を発見、帰農したるに始まり、爾来、陰陽交通の要点に位し、奥山の庄18か村の亀山八幡神社を中心として栄え、今日に至ったものであって、一千有余年の長きにわたる建設の歩みが今日の村の姿であるというふうに、この千年を遡って考証されているというわけですから、当然この北広島町全体を通してみれば、様々なところでかなり古くから人々が住んでいたということが分かっているんだと思いますけども、それをまた町としての政策の中にどう取り組んでいくかということも考える必要があるのではないかなと思ひながら、これを少し紹介させていただきました。次の質問であります。町として為政者の立場では、この行政を行う立場として、この町全体の歴史に対してどのように捉えて、どのように町政に生かしていこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 本町は明治22年以降、3度の合併を経て北広島町となっております。長い年月の中でそれぞれの地域の先人の方々がつくり上げてこられた伝統・文化・産業などは大変重要な本町の財産であると捉えております。これらの貴重な財産は人づくり、協働のまちづくりを進めていくために制定しておりますまちづくり基本条例の基本理念の基、町政に生かしてまいりたいと思っております。また、本町の目指すまちの将来像を示した長期総合計画におきましては、各地域の特性を踏まえ、広大な面積の田畑や森林を活用した施策や都市部に近い地理的条件の利便性を生かした産業振興、商工業の振興、移住・定住施策などを進めていくこととしております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） ただいまの答弁では、それぞれの地域での伝統・文化・産業など、そういった歴史を大変重要な財産であると捉えていると。そういう答弁だったというふうに思います。これをいかに生かしていくかということではないかというふうに思うんですが、それでは地域ごとでは、この広い町内ですけれども、大まかで結構なんですが、どのような歴史性を踏まえて行政に取り組んでおられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 長計、旧町の4地域におきまして、それぞれに長い歴史と文化があります。長期総合計画におきましては旧町単位、各地域ごとの計画等してはおりませんけれども、地域の実情やこれまで育まれてきた本町の歴史・文化を踏まえた地域性と独自性のある事業を進めることとしております。北広島町も誕生して20年がたちます。旧町という概念ではなく、各地域の特性を生かし、広大な面積を持つ本町の様々な田園文化や伝統芸能、自然の価値を町内で循

環させて本町の地域づくりに取り組んでまいろうと思っております。具体には、長期総合計画につきましましては地域別ということはございませんけども、合併時に作りました新町建設計画、あるいはマスタープランというふうな大きな計画がございます。この中には地域別の振興計画もございますので、そういうものに基づいて進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 既に町の計画の中に織り込んであるという、そういう話ですよ。今一つ答弁の中にあった町内で循環させていくという、ちょっとそのところ分りにくかったんですけども、これについても説明していただければと思うんですが。田園文化や伝統芸能、自然の価値を町内で循環させというのは、これどういうことでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） なかなか概念的な言葉で分りにくいかと思いますけども、それぞれにある、例えばそれぞれにある伝統芸能、神楽であったり花田植、例はそうですけども、それは個々の地域の財産ではなくて、町の財産として人を呼び込む一つの財産という活用の中で人を呼び込むということは、また町内の中での関係人口の拡大というふうなことを示すものでございますので、その地域地域だけで生かしていくということではなくて、その財産は地域の財産であるけども、町の財産として生かし、町の発展にもそれを一緒にやっていこうというふうな言葉でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 町の財産として共通認識を持っていこうと、そういうことかと思いました。はい。確かに合併してからもう20年であり、地域がどうこうというよりは町全体で考えていく必要があると思います。と同時に地域がこれまで培ってきた、これまで積み上げてきた歴史というものは、それはそれで大事にしないといけないのではないかなというふうに思うんですが、この各地域の資源についてであります、これをもう少し具体的にどのように認識されておられますでしょうか。また、それを生かすという観点から取り組んでいることはどのようなことがあるのか、お尋ねします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 各地域の資源の捉え方とその活用でございますけども、先ほど申し上げました大きな二つの計画、合併の際に策定しました新町建設計画と平成27年に策定した都市計画マスタープランがございます。まずは、この新町建設計画でありますけども、この計画におきまして各地域の将来像と位置づけ、役割として、イメージ的なものではありますけども、このような言葉で表現をしております。芸北エリアにつきましては、オールシーズン自然活用型交流と高原文化のまち、大朝エリアにつきましては、高原に輝く暮らしの環境文化のまち、千代田エリアにつきましては、健康で豊かな文化田園都市、豊平エリアにつきましては、参加と体験の農村文化と交流のまちと表現しております。個々にはどういう資源があるかというものについても整理をしておりますけども、各地域の特性を生かしたまちづくりにこれらをテーマとしながら取り組んできておるところでございます。もう一つの計画としまして都市計画マスタープランがございますけども、この計画につきましても新町建設計画の考え方を踏襲して、同様のテーマで地域別のまちづくり方針、地域別構想を整理をしております。基本的にはこれらの計画に基づいて各地域の特性や資源を生かしたまちづくりに取り組んできたところがございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 今の答弁で出てきました北広島町都市計画マスタープランでありますけども、これはちょうど今回見直しの時期が来ているということで、次の質問に取り上げているところでありますが、改めてこれを見直してみますと、計画書ということで、120ページ以上に及ぶ計画が書かれており、その中に今触れられました地域別まちづくりの方針ということで地域別構想が上がって、そこに掲げられているそれぞれの地域の特性に応じた将来像と方向性ということで、今上げていただいた文言で書かれてあるというふうに思いましたが、ちょっとなかなか具体的にどういうことであるかというのは、この計画の中身を深く読んでみたら書いてあるということではありますが、いずれにしてもそれぞれの地域の特性に応じて目指すべきその方向性を考えていますよということかというふうに思いましたが、この地域資源の活用でありますけども、それでは、これを今の都市計画マスタープランの中で、この活用についてはどのように扱われているのかということについてお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 北広島町都市計画マスタープランにおける地域資源の活用に関する取扱いについてですが、本マスタープランにて都市づくりの方針を定めており、その中で、自然環境や景観、観光など多方面の地域資源について保全と活用を図っていく方針を定めております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） ちょっと一步下がりますが、このそもそも北広島町における都市計画マスタープランというものはどのようなものでしょうか。まず、これからお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 北広島町都市計画マスタープランは、平成27年に本町の基本構想である北広島町長期総合計画及び広島県が策定した千代田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の上位計画や関連計画を踏まえて策定したもので、都市計画における町の最上位計画として位置づけられるものです。また本計画は、長期視点に立ち、都市計画の観点から、豊かな自然と伝統が息づく本町の進むべき方向と実現化の方策を示すことを目的としており、まちの一体性や地域間の相互連携等を目指すため、全町を全体構想の対象範囲として設定しております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 今説明していただいたように、このプランというのは、町の基本構想である北広島町長期総合計画と、それから広島県が策定した千代田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などのこういう上位の計画がある。その計画を踏まえて策定した町独自の都市計画におけるというふうに言われてますけども、都市計画とは言いながら、ちょっと都市という言葉が引っかかるわけではありますが、そこはちょっと置いていて、町全体の計画の最上位に位置するものと、そういう受け止め方でよろしいですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） はい、議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 今回、これが見直しの時期を迎えているというわけで、早速に今月から住民説明会もあるというふうに聞いておりますが、今回の見直しで、この地域資源の活用については、どの程度の重きといたしますか、重要性を置いていくおつもりでしょうか、お尋ねしてみた

いと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 都市計画マスタープランには様々な項目がありますが、どれ一つ取っても重要なものであり、どれかに差をつけるというようなことではございませんし、地域の資源、これはいろいろ様々、今までも、先ほどの答弁の中にもありましたように、人であり、様々な地形であり、伝統や文化でありというような様々な種類がございますので、そういったものを有効に活用させていただいて都市計画づくりというか、町の将来のまちづくりに資していこうというようなことでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） その部分については、これまでもそうでありましたように、これからもそこには意識を持っていくという、そういうことでよろしいですかね。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） はい、そのとおりでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） それでは、町としての貴重な地域資源保全でありますけども、この保全と活用ですね。これに対する取組に期待したいと思うんですが、特に民間とのタイアップについてはどのような取組が考えられておられるのか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 本町では人口減少、少子高齢化、福祉、環境、防災、まちづくり、人材育成など地域が抱えている様々な課題に対しまして、情報、ネットワークなど双方の強みを生かして課題解決に向けて連携して取り組むため、民間企業あるいは大学と包括連携協定の締結や民間提案などを受け、取り組んでおります。これまで連携協定としてカーボンニュートラル、地域交通に関すること、健康づくり、行政のDXなど様々な課題に関して課題解決に向けて連携して取り組んできているところであります。また地元事業者、あるいは地元団体とも連携を取りまして、地域の活性化策への支援、特産品の開発、森林資源の活用や指定管理による事業展開など様々なところに取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 包括連携協定などに取り組んでいるというお話がございました。時々聞く言葉であります、包括連携協定、いろいろな分野で我が町も行っていると思いますが、これの一つ利点といいますか、特にこれをするることによってのメリットといいますか、その辺について一つお答え願えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 行政として様々な課題に取り組んでいくわけですが、行政視点での取組だけではなくて、行政にはなかなかない民間の手法であったり知識であったり、ノウハウであったりいろんなものがございます。それらを情報提供いただき、また一緒に行動することで、課題に対する解決策が見いだしてくると、それを実行に移していく一つの手法として連携協定という形で民間の地域ノウハウを活用させていただくところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これについては今後、可能性としてかなりいろいろな分野で大きな可能性があるのではないかというふうに思うわけですが、今後も進めていかれるおつもりでしょ

うか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 現在も様々な分野で連携協定結んでいるところでございますけども、今後  
も、この連携協定等を活用しながら、民間手法を学びつつ、しっかり活用してまいりたいと思  
っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 今後必要な内容ではないかというふうに私も思います。大いに前に進めてい  
っていただければというふうに思いますし、これを使って、さらに地域の資源の有効活用とい  
いますか、活性化につなげていただければというふうに思います。最後の質問になりま  
すけども、古くからの伝統を踏まえて新しい歴史をつくっていくという観点からしますと、こ  
の行政が取り組んでいる取組について、その点について町長はどのような所見をお持ちである  
か、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 古くからの伝統を踏まえた新しい歴史の創造は郷土愛を強化し、持続可能な  
発展を促進するために非常に重要なことであるというふうに思っております。本町には、神楽  
や花田植などなど、長い歴史と豊かな文化が根づいており、それを大切にしながらも現在のニ  
ーズに応じた取組も必要であると考えております。本町は住民と町の権利や責務を明らかにし、  
人づくり、協働のまちづくりを進めていくためにまちづくり基本条例を制定をしております。  
その前文において、川、動植物、地形といった源流域としての自然や歴史、郷土芸能、教育、  
まちづくり活動等に代表される田園文化などを生かし、暮らしの安全と美しい自然を守ってい  
ける住みよい北広島町をつくることとし、これまで各種施策を講じてきているところでござい  
ます。さらに近年の情勢を踏まえたDXの推進、農業の担い手不足、高齢化対策として、スマ  
ート農業の実現のための再ほ場整備、ゼロカーボンタウン実現に向けた取組、まちづくりセン  
ターや地域づくりセンターを中心とした協働のまちづくり、災害に強いまちづくりなどへの取  
組を進めており、今後ともさらに取組を深めてまいりたいと考えております。限られた予算、  
財源の中ではありますが、第2次北広島町長期総合計画、第3次北広島町総合戦略を着実に進  
めていくための事業を中心に持続可能なまちづくりを進めてまいります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 最後に上げられた持続可能なまちづくりということですが、先ほど引  
用させていただいた村史の中にもありましたように、私たちのまちは、地域は少なくとも一千  
年以上前からの人々の生活の営みが続いてきているという、そして今私たちがここにいるとい  
うことでありまして、ということは、ここにそれだけのポテンシャルといたしますか、長い時間、  
人々が営々と営みをなしてくることでできた資源があったということだろうというふうに思う  
わけであります。これを逆の見方をすれば、この資源を使ってこれから先、また1000年も  
ここで豊かに暮らしていく方法があるのではないかと。限られた予算、財源というふうによく  
言われますが、足りない部分は知恵と工夫を足してでも、これから先、さらに私たちがこの地  
域で、この町で豊かに暮らしていけるように考えていく必要があるというふうに私も思います。  
以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。10時45  
分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 36分 休憩

午前 11時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。11番、宮本議員の発言を許します。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、命を守る住宅火災対策を問うものでございます。先般、豊平地域阿坂におきまして住宅火災が発生して、全焼になり1人の方がお亡くなりになっています。心からお悔やみを申し上げます。さて、総務省消防庁によりますと、令和5年の総出火件数は3万8672件で、前年より2358件、率にして6.5%増加しており、火災種別では、建物火災が807件増加、林野火災が60件増加していると発表されています。そのうち住宅火災に注目してみますと、火災原因で最も多いのが揚げ物油や火の消し忘れなどコンロにまつわる火災です。次に多いのがたばこの不始末、次に冬季時に使用の増えるストーブの火災となっております。また、火災による死傷者は1503人と、令和4年より51人増加しています。そのうち住宅火災による死者数は、これは自殺者を除くもので、1023人で前年より51人増加しており、そのうち65歳以上の高齢者は762人と31人増加しています。こうした状況を踏まえて、本町の火災状況と対策を伺います。1点目、近年の本町の火災件数とその内容について伺います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 近年の本町の火災件数とその内容について消防本部からお答えします。令和2年から令和6年までの5年間、火災件数につきましては76件でございます。その内訳につきましては、建物火災が31件、林野火災が11件、車両火災が7件、その他火災が27件でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 6年までの5年間で76件の火災が発生している。そのうち建物火災が31件ということで、4割以上が建物火災ですね。そうしたことで、この住宅火災のうち負傷者の人数をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 建物火災31件のうち、住宅火災は19件でございます。死者数につきましては、負傷者が8名、お亡くなりになられた方は2名でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 負傷者8名、お亡くなりになられた方は2名、これは令和6年までということのお答えになると、先日の火災の死亡者は入っていないということでいいですか。はい。それでは本町の住宅火災の原因は主に何か、また、季節的な相関があればお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

- 消防長（笠道宏和） 主なものとして、暖房器具に関するものが9件、次いで電気コードに関するものが8件、草焼き、ごみ焼き等などが6件と半数を占めています。季節的な相関とのご質問でございますが、暖房器具に関するものを含め、11月から2月、過去30件発生しており、他の季節とは違い、身近に火が住宅の中にあることから、他の季節よりは火災が発生しやすい状況であると言えます。以上です。
- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 11番（宮本裕之） 主なものとして暖房器具に関するものが9件、これはやはり北広島町寒いところですから、冬季はやはりストーブやいろんな火に関する暖房器具というのは分かるんですが、全国で見ると、コンロにまつわる火災が最も多いとなってるんですが、本町ではそういった台所関係、コンロ関係の火災はないんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 本町につきましてコンロ関係、天ぷら油等々の火災が発生しておりません。
- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 11番（宮本裕之） 台所関係の火災は発生していないということをお聞きしました。そこで私ちょっと気になっておるところで、草焼き、ごみ焼きによつての住宅火災が6件発生していると。これは燃え移るんだと思いますが、草焼き、ごみ焼きで、これは全部この6件、消防署に焼きますよという申請は出ていたんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 申請が出たもの出てないもの半々であります。草焼き、ごみ焼きに関して家の近くで焼かれて、そのまま風にあおられ住宅に燃え移ったというものでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 11番（宮本裕之） 地域的にこのごみ焼きとか土手焼きで申請しないでやっている方もかなり見受けられるんですが、当然、のり面なんかを焼くときは申請していると思うんですが、秋の稲刈りの後のわらですよね。これを焼くのに申請が必要だとちょっと聞いたんですが、やはり田んぼの中のわらを焼くのも申請が必要なんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 田んぼのわら焼き等々につきまして消防署に届け出る場合、火災と紛らわしい行為、農林課に許可のほうを申請されるのは農林課のほうへ面的に焼かれる物件については、火入れのほうを出していただくようになります。
- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 11番（宮本裕之） 今の消防長の答弁で、やはりまだ住民の、特に農家の方で、このぐらいはちょっとつけてもいいだろうというような判断でやられる方もいるんじゃないかと。そういったことで、もう少し、こういった火をつけるこういう行為についてはしっかりと申請をしていただきたいということをもうしっかり伝えて町民にしてもらいたいと思います。都市部と田舎の生活状況とか、温暖な地域とか、やっぱり寒い地域によって、この火災発生の原因、違いも出てくるとは思います。そこで現在義務的になっている住宅用火災警報器の設置状況ですね、これについてどのように把握されておられますか。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 住宅用火災警報器につきましては、総務省消防庁が示す調査方法に基づき

平成20年から毎年行っています。北広島町の設置率は、令和6年6月1日時点で48%、条例適合率は34%となっています。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） これはもう義務化されているということで、かなりの住宅で設置されています。私も民泊をしてるんで、階段、寝室にはつけております。しかしながら、これ10年ぐらいで、はっきり言って機能しなくなるんですよ。恐らくそのまま電池を換えないまま置いてる家もかなりあると思うんですよ。この設置率は48%、条例適合率は34%という、この違いについてご説明いただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 設置率のほうですが、住宅、場所を問わず、1か所でもついていれば設置率のほうに件数は上がってきます。条例適合率というのは、2階に寝室があれば階段の踊り場とかというように火災予防条例で定められた場所についていない場合件数が上がってきます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） ここで調査方法についてお聞きするんですが、私の記憶でですが、設置したのが平成21年ぐらいにしてるんですが、以降、お宅は住宅用火災警報器を設置していますかとかというような調査を受けた記憶がないんですが、どのようにしてこの調査しておられるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 住宅用火災警報器の調査方法ですが、まず、地域を無作為で抽出しまして、その地域に職員が出向いて現地調査を原則としてやっています。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 答弁によりますと、これは全戸調査ではないと、ランダムに当たっていつて調査をしていると、はい、理解しました。そうすると、つけていない家もかなり出てくると思うんで、もう一度住宅火災、やっぱり命を落とす可能性まであるという。設置義務ですから、しっかりと指導していつてもらいたいと思います。次の質問ですが、この住宅用火災警報器の設置義務で、特殊詐欺みたいな行為が本町では行われたか、そんな苦情とかがあったらお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 悪質販売、悪質点検に係るものが想定されますが、町内では現在のところ報告はありません。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） これをちょっとインターネットで検索してみますと、全国では、この設置義務を悪用して、設置業者と名乗ってお年寄りの家に行って、階段と寝室に設置して20万円請求されたと。こういう報告もなされています。また、販売業者を名乗って、もう設置義務だから要るんだよと言って、2個ほど売って、これも多額な高額な金額を持っていかれたという報告もあるんで、なかったということは本当に本町ではよかったと思います。次に消防にやはり欠かせない消防水利の確保についてお聞きします。本町における消防水利の確保は十分なんかどうなんかお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防水利の確保ですが、消火栓、防火水槽及びその他の消防水利について随時調査を行っております。また、河川などの自然水利の活用、消防団との連携による中継送水など、消防水利の確保に向け対応しております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 私も芸北地域の水利なんか見て回ってるときがあるんですが、今現在の状況、大雪で水槽、氷が張って、その上に雪が積もって、とても対応できるような状況ではないんですよね。いざというときには、雪をのけて氷を割って、そういうような対応しなくちゃいけないんですよ。ですから私はこの冬季の消防水利、そういう状況を見たら、除雪とか氷を割るという業務というか、誰かがしなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 冬季の水利でございますが、議員おっしゃられたとおり、雪をどけ、氷を割り、吸管をつけるという作業が現在行っています。なかなか業務の都合上、1個1個の水槽を除雪、氷割りして歩くのが困難な状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 川が近くにあるとか、そういう状況ならつないでやるというやり方も可能ならいいんですが、この水槽はどうしても使うにはほかから水が取れんよなというようなところは、やっぱり雪かきやら氷割りをもう大雪が降った後、静まったときでも、何らかの関係で建設業者とか、その除雪される方をお願いをしていく必要も私はあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） そのようになるべく検討してまいります。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） ちょっと歯切れが悪かったんですが、前向きにお願いする必要性は私はあると思います。次に消防に関する最後の質問なんですが、将来、大朝、豊平の出張所の廃止統合が予定されておりますが、1分1秒を争う人命救助に対応は十分できるのかお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防署の再配置につきましては、現段階では消防本部本署庁舎整備基本計画に基づき検討中であり、将来的に持続可能な在り方として、本署・芸北出張所での一署一出張所体制を提示させていただいております。火災予防、また火災による負傷者を発生させないためにも、各施設、訓練指導や町民への防火指導により、防火意識の高揚を図り、火災を起こさせないようにすること、また、消防団との連携をより一層強化し、火災が発生した際には協力して対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 住宅火災は大切な財産はもとより思い出までも一瞬にして奪ってしまう。本当にこれは防ぎたいものであります。今後もこの火災予防に対しては十分な啓発をしていたきたいと要請しておきます。それでは質問の2点目であります。せどやま事業の全町展開と木材有効利用を問うものであります。本町では、地球温暖化防止の取組として、2050年の温室効果ガス実質排出ゼロ、カーボンニュートラルの実現を目指して、令和4年8月12日に

ゼロカーボントウン宣言をいたしました。温室効果ガスを抑えるためには、一人一人が日常生活や経済活動で使用する熱や電気を節約することも大切ですが、本町の８割以上の面積を有する森林を最大限に活用することが有効的と考えます。森林は大気中の二酸化炭素を呼吸して成長し、木材として長く炭素を貯蔵するもので、新たな産業がここから道を切り開くものと思います。こうした中、早くから木材を利用した薪活が地域の小さな産業として成り立っています。これは芸北地域であります。この事業は、現在も芸北地域のみで行われているもので、この事業を全町に広めていくことで温暖化対策に大きく貢献できるものと思われれます。そこで、せどやま事業の今後の展開と木材有効活用について質問をいたします。１点目は、せどやま事業のこれまでの成果についてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） せどやま事業につきましては、芸北支所のほうから回答させていただきます。せどやま事業は、西中国山地自然史研究会が母体となって事業を実施しておりますが、支所含めて定期的に企画会議を開催し、事業成果や課題を協議しているところでございます。せどやま事業は、平成２４年に始まりまして１２年が経過しましたが、成果としまして、木材の受入れは年度によって増減はありますが、開始時より着実に増加しており、供給量も安定的に推移しているところでございます。また、ひろしまの森づくり事業で森林整備を実施することにより、森の更新が図られるとともに、伐採した原木は薪として利用しているところでございます。地域通貨せどやま券につきましては、登録店が減少して買物しにくいという課題もありますが、取扱店のご協力をいただきまして運営できている状況でございます。一方で、薪活を推進するために平成２７年に整備しました芸北オークガーデンの薪ボイラーにつきましては、安定した薪の供給により化石燃料、重油でございますが、削減に効果をもたらしているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○１１番（宮本裕之） この薪活、これを発案したというか、始めようというのは、今はいなくなった白川学芸員さんだと伺っていますが、この西中国山地自然史研究会が母体になっておりますけど、高齢化によって、私はこれ安定供給がしてあるというんですが、木材の供給が私は逆に減りゃせんかと思って心配しとったんですが、現在のところ安定していると聞いてびっくりしたんですが、この薪ボイラーの影響で重油を約８０％削減していますよね。そういうことも含めて芸北地域の高齢化と人口減少による木材供給のこれからの影響について伺います。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） 高齢化と人口減少による木材供給の影響でございますが、これらに起因する木材供給の影響は、登録林家数が関係してくると思われれますが、登録林家数は年々減少しておるところでございます。認可数は減少しておりますものの個々で頑張っておられる林家さんによりまして出荷数量が維持されているというような現状でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○１１番（宮本裕之） 林家数がやっぱり徐々に減ってきている中で、頑張っている林家さんがいるおかげでもっているんですが、これ、今後のまた大きな課題になってくると思うんですが、私は全町的に展開していく意味がこれから必要になってくるというんで、その次にまた質問するんですが、次の質問は、芸北オークガーデンの薪ボイラーはＣＯ₂削減にどの程度の貢献をしているのかお聞きします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） CO<sub>2</sub>削減のことですので、環境生活課からお答えいたします。芸北オークガーデンの薪ボイラーには、芸北せどやま再生事業により地域資源である里山から切り出した薪を燃料に使用しております。その取組は、国のJークレジット制度に登録、認証を受けていますが、平成29年度から令和3年度までの5年間で325トンCO<sub>2</sub>の削減があったとされております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 325トンCO<sub>2</sub>の削減がどれだけの大きさなのかというのがなかなか具体的には分かんないんですよね。でもすごいことだというのは皆さん理解していただければと思いますが、この国のJークレジット制度というのがなかなか皆さん、聞いたことがある人は分かるかもしれませんが、ちょっと説明していただければと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） Jークレジット制度は、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減、吸収量をクレジットとして認証する制度でございます。芸北オークガーデンにつきましては、先ほどもありましたように、A重油ボイラーの使用を薪活の一環として、薪を使用することによりまして減りましたので、その分をCO<sub>2</sub>の削減量ということで、Jークレジット化したものでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今の説明で大分分かるようになりました。次に、せどやま事業の全町展開と木材有効利用を問うものであります。全町に薪活事業を推進していくためにどのような課題があるのか、また問題点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） 薪活事業を全町域に拡充するために課題としましては、拠点整備や原木流通が上げられます。現在使用しております芸北オークガーデン手前の木材集積場の拡張や施設整備も今後の検討課題としておるところでございます。また、原木流通については、木材を集積するための拠点や集積方法など、林業事業体との連携も必要となってくるため協議が必要となってくると考えられます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 全町にこの薪活を広めていくため、なかなか各旧町単位にこういった施設で薪を利用するものがあればいいと思うんですが、芸北地域の木材は、主に芸北オークガーデンの薪ボイラーや薪の販売ですね。そういったことに利用されてます。私は大朝地域から、もしこういった薪活のようにせどやまの木を切って芸北地域に持ってきて売る。そしたら、芸北のせどやまだから、せどやま券は芸北でないと使えませんよって、じゃなくって、大朝から、地域から持ってきた木材なら、例えば仮称わさー券でもいいですから、それに転化して、芸北に持ってきてもらえば芸北の薪が売れるんですから、何ぼかのメリットは発生するんですよ。だから、大朝にそういった拠点をつくらなくても、芸北の木材の置場を広めたりして雇用を生んだりとか、また大きく利用していく流れができるとも考えられます。ですから豊平やら千代田地域の方も、今は地元にはないけど、うちのせどやまの木を芸北に持ってきたらお金になるよと。芸北のせどやま券じゃ面白くないよって言ったら、昔にあったようなユート券でもいいんですよ。それで換えてもらおう。そうすると、豊平には、そういったなかなかお店が少ないん

で、千代田のサンクスなんかに行ってから使えるようにするとか、サンクス駄目かな。使える店が増えれば、私はそういった林家さんがどんどん出てくるんじゃないかと期待はしてます。

そういったことも考えられはしないかと思うんですけど、これは誰に聞けばいいんでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 全町的な取組のことにつきまして農林課のほうからお答えさせてもらいたいと思います。令和5年度、昨年度でございますけども、今後の森林の活用方針を定めました北広島町森林ビジョンを策定したところでございます。これは4つの柱を掲げまして、今後の施策を進めていくような方針を定めたものでございますけども、薪活につきましては、テーマ2の町民と森林の関わり、それから、町民の暮らしと森林及び町産木材をつなぐ、そういった柱の中で、地域木材の資源活用のお機会といたしまして、薪活の拡充も掲げておるところでございます。こういったことがございますので、先ほど支所長、あるいは議員からご指摘ありました課題等も整理しながら、また関係機関ともしっかりと協議しながら検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 農林課長、私は通告してなかったんで、答弁いただいて、よくそういうのがこれから広がる、これ絶対にやるべき課題だと思いますんで、検討どころか、進めていてもらいたいと思います。次に、本町の使用している化石エネルギー、これを木材エネルギーに変えていくことに対してどのようなお考えがあるか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 本町の使用している化石エネルギーを木材エネルギーに変えていくことにつきまして、議員ご指摘のとおり、本町の地域資源である森林を最大限活用することは、カーボンニュートラルの実現に有効であると考えております。令和4年度に策定いたしました北広島町地球温暖化対策実行計画におきまして、森林の適正な管理を行い、木質バイオマスを化石燃料の代替として積極的に活用する方針としております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） もう積極的に木材、木質バイオマスを使っていくというのは本当にいいことだと思います。芸北のように一番利用度の高い芸北オークガーデンの温泉を薪で沸かす。例えば千代田の温水プール、これも将来的に木材で沸かすということなども検討の必要が私はあると思います。あれほどの外にお金が出てしまう重油とか熱源にするというのは、変更していく必要が私はあるんじゃないかと思えます。そして、今までは10万円しか補助金が出なかった薪ボイラーの設置補助、これが最大50万円ぐらいになっております。こうしたことも、薪ボイラーつけたいんだがなという人はなかなか知っていないんですよね。この新築や改築などを検討している持ち主、家主さんがこういうことを聞いたら、これは薪ボイラー作ろうやというような流れが出てくるんだと考えるんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課におきまして、現在、国の交付金を活用した、先ほどおっしゃっていただいたような補助金のほうをしております。現在、薪ストーブ、薪ボイラーにつきましては、補助率3分の2で、上限50万円。事業者につきましてはの上限ございません。本年度につきましては補助のほうはもう終了しておりますが、また来年度以降も続けていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 芸北オークガーデンに行ってもらくと、地図に薪ボイラーを設置した家が赤い点でつけてあるんですよ。これが各旧町でも、ああこの家は薪ボイラーつけてるなっていうのが増えていくことで、私はこのカーボンニュートラルも実現が早くなっていくんじゃないかと考えます。この薪ボイラーが、はっきり言って、ピンからキリまであるんで。50万といえど相当な補助率ですから、これをしっかり認識してもらえのように宣伝、啓発をしてもらいたいと願います。そういった点で私の質問は終わらせてもらうんですが、最後に町長、このゼロカーボンタウン宣言をされたからには、やはり2050年までとは言わずにできるだけ早いうちに実現するんだという意気込みをお聞きさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） ゼロカーボンタウン宣言を行ってから、こういった取組も順調に進んできていると思いますが、さらにそういった環境づくりを進めていきたいと思っております。薪ボイラーじゃなくて、先ほどから言われているのは薪ストーブということになると思いますけども、そういうのに興味を持って導入されるおうちも結構あります。薪ボイラーも温泉を抱えるところについては検討していきたいというふうには思っておるところであります。いずれにしても森林を活用した取組というのは重要なものになってくるというふうに思ってますんで、それと併せて再生可能エネルギーをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） しっかり推し進めてもらいたいと願います。各地域にこういった化石エネルギーを使った熱源で豊平の温泉施設もそうですが、こういったところも薪活事業が広まっていくと、徐々にそういったエネルギー交換が可能だと私は考えます。ゼロカーボンタウンを宣言したからにはその取組をしっかり前に進めていってもらいたいと願い、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで宮本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 23分 休 憩

午後 1時 00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。9番、伊藤淳議員の発言を許します。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。今日はテーマが3つあり、かなりのボリュームがあります。また過去2回、最後まで一般質問できず、職員の方々の準備を無為にしたことがあり、反省しております。2期8年、最後の一般質問です。人気のない人間なので、最後の一般質問になるかもしれません。いつもの前口上は程々に質問に入っていきます。1つ目です。豊平と大朝の

消防出張所閉鎖の可能性についてです。今後の消防体制として、令和４年に策定した計画に基づき、一署一出張所への移行を検討すると、令和６年１２月定例会中、１２月６日に示されました。令和４年１２月に策定した消防本部本署庁舎整備基本計画は、本署建替えのための計画であり、今後４０年を見据えての可能性の一つとして認識しておりました。また、計画策定時にはその旨を質疑し、すぐの体制移行はないという答弁がありました。この消防本部本署庁舎整備基本計画の概要をお聞きいたします。一署一出張所、本署と芸北出張所の一署一出張所とした経緯と、計画書のページでいきますと、１－１、３－６、３－７における考え方を踏まえて、こちらをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） まず、消防本部本署庁舎基本計画の概要につきましては、消防本部本署庁舎整備に当たって、消防力の現状把握を行い、これからの人口減少や社会情勢の変化を想定した消防需要の動向を見定め、将来における消防の在り方を踏まえた上で、その変化に対応できる庁舎整備となることを目的として制定しました。経緯といたしましては、その中で、将来の署所配置についても調査・研究をし、例として、本署一署体制、一署、各地域での一出張所体制での比較を行い、一署一出張所の本署・芸北出張所の体制が将来的に持続可能な在り方として提示したものです。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○９番（伊藤淳） 一署一出張所、本署・芸北出張所にした場合の比較を聞きます。管内全域の平均走行時間はどのように変わるかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 全員協議会で、本署・芸北出張所の方向性を示させていただきましたが、その方向で整理をし、住民説明をしていこうと考えておりますので、この場でのお答えをすることは難しいと考えます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○９番（伊藤淳） 難しい。ちょっと思うところがあるんですが、次にも同じ内容での質問がございますので、そちらも改めてお聞きします。大朝地域と豊平地域において１０分以内に到着できる割合はどのように変わるかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） こちらのご質問に対しましても、今後、住民説明をしようと考えておりますので、この場でのお答えをすることは難しいと考えます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○９番（伊藤淳） 計画には既に数字、時間まで出ています。今数字を言わない理由があるのかどうか。住民説明をする中で、今ここで議会で数字を言うと、その一人歩きがして困るからだったりという可能性はあるんですけども、計画に基づき、先ほどの同僚議員の質問でもありましたね。計画に基づき検討している。数字はあります。実際に１２月の全員協議会、１２月６日にこの内容のことを言ってもいいのかと確認をいたしました。さらには、そのときに今後の体制として、４行で今後検討するというふうに言われても、実際計画が出ているので計画の数字はある。なのでスケジュール感だったり概要をもう少し変えた上でこのような場に出すのはいいのではないかというような質疑も行いました。今ここで数字を言わない理由があるのかどうか、町長にお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 私のほうから答弁させていただきます。消防署の一署一出張所へのご質問であります。まずは、全体的な考え方を押さえた上で、この議論をさせていただきたいと思っております。12月の全員協議会でお話したのは、庁舎建築の進捗状況の説明の中で、今後の検討課題として一署一出張所案や消防の広域化、あるいは事務委託があると申し上げたもので、その検討内容につきましては、整理をしていく段階でお示ししますと説明したものであります。議員が常におっしゃられますように、10年後20年後を見据えた町政運営が必要であると思っております。消防の在り方に限らず、全てにおいて将来を見据えた研究・検討は常に必要だと思っております。特に消防分野につきましては、直接生命財産に関わることでありますので、検討中であることも含めて検討段階から丁寧に説明し、ご意見もお伺いしながら進めてまいりたいと思っております。今ご質問のように、細部にわたる議論から入りますと、拙速に消防の再配置を進めていると受け止めかねませんので、進めるにしても、なぜ見直しが必要なのか、どんな課題があり、どんな効果があるのか。どんな姿を想定しているのかなど、まずは全体的な考え方から丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていくこととしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 理解はいたします。その際全協でもお聞きしたのが令和8年の今田トンネル開通に向けて検討を進めるということでした。それが拙速と私も思いました。でも言うからには、進めていく、じゃあ地域住民の説明で、今回このように今後整備を進めていきますっていうだけの文言じゃ危ないでしょというふうな話をいたしました。今回数字を言わないということであれば、言った言わないの議論にもなるので怖いのですが、計画に基づき検討するというのがあります。それが今でないにしても、将来においてその可能性は残り続けてきます。実際数字でいきますと、管内の平均走行時間は5.7分から9.7分に4分間長くなります。加えて豊平地域と大朝地域に限れば、最低でも10分多くなります。15分以内に着く可能性が大朝地域で半分の数字、消防需要指標値においてですね、豊平地域は3分の1ぐらいまで落ちます。そういった数字はもう全て出ていて、計画に基づき進めていくと答弁しております。数字を言わない、でも計画はある。なかなかちょっと私は何か理解しにくいなと思っております。実際箕野町長の後援会だよりに開かれた行政とございます。できるだけ情報公開するとありました。ここで言わない。でもご理解いただきたいというのがあるんですけども、では住民説明はどのようにされていくのか、スケジュールをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 数字につきましては計画書にある数字はございます。ただ、その数字だけを口頭でこの場で述べてもなかなか理解は得られないだろうと思っております。その数字をもって、どう解釈し、どう対応していくのかという全体像をお示しをし、繰り返しになりますけれども、消防組織の今後の在り方についてどういうふうに考えていくのかというのを全体的な考え方を示しながら、その数字もお示しし、その課題に対してどう対応していくのかというふうな道筋もご説明しないと、なかなかこの議論にはならないと思っておりますので、そういうふうな取扱いにしたいと思っております。では、いつ説明をしていくのかということでございますけれども、今そういうふうな全体像を分かりやすいようなものを検討中でありまして、課題に対してどういうふうな対応策を考えているのかということも含めてご説明しないとなかなか理解は得ら

れないと思っておりますので、そのものにつきましては、まずは議会のほうにお示しをし、住民のほうにもお示しをするというふうな考え方を持っておりますので、時期的にいついつまでにというふうなことではございません。こういうふうな検討をしてますということもまずは議会のほうにお示しをして進めていくのが丁寧な進め方だというふうに思っておりますので、現在、この検討をしていきますよというようなことをまず12月の全協でお話をしたところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 時間ないことなので、正直。次に行くんですけども、言った言わないになるころではありますけれども、令和4年12月定例会での一般質問で、この計画について聞き、人口減少問題の消防体制の在り方としての検討、一署一出張所体制にすぐになるとは思ってないと答弁がありました。また、大朝地域のまちづくり懇談会では、毎年大朝出張所はなくなるかという質問が出てるんですけども、昨年、今から3か月ほど前ですね、令和6年10月31日開催の懇談会でも、そのようなことはないという答弁をいただきました。10月31日開催、まちづくり懇談会での答弁から、12月6日全員協議会で検討に入るという説明があるまでの約1か月間でどのような方針転換があったのか、そちらをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 10月31日のまちづくり懇談会で、消防本部からは出張所の統合について検討中でございますと答弁しておりますので、方向転換ではございません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 私はその場において、質問した方も話をした中で、いや検討するっていう言葉はなかったと。検討中、検討という言葉はなかったというふうに覚えている記憶があるんですけども、それを言った言わないということになると思います。以前にもはなえ一でもそういう話がございました。すごく話し合いの上では怖いところであります。実際考えたところ、どこを検討中なのかとか、そういう言葉の流れで明示しなかったと思うんですけども、10月31日には何を検討していたのか、出張所の統合について検討ということでしたけども、どこまでを検討していたのか、言う言わないを検討していたのか、計画を進めることについて検討していたのか、こちらをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 10月31日のまちづくり懇談会の件でございますけども、言った言わないという話にはなろうかと思いますが、確かに検討中であるというふうにお答えしたということは明確に覚えております。その検討ということにつきましては、本計画にあります将来を見据えた在り方として、一署一出張所が妥当であるというふうな考え方と、その先には消防の広域化であったり事務委託ということも見据えた庁舎建築になっておりますので、そういうふうな計画を見据えて、今後どうしていくのかというふうなことを検討中であると申し上げたところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 方針転換、方向転換、言った言わない、すごく怖いので、ここは改めて今後考えていかなきゃいけないところかなと思います。次に参ります。先ほど聞きました、今後どのように実施、一署一出張所体制へ移行するのかっていうのを通告はしとったんですけど、先ほど言われたように、今から考えていくということだったので、それに加えての部分で説明をす

る、もしくは意見聴取する中で考えていただきたいのが、地域性を鑑みられるのかっていうところ。大朝であればふるさと病院や新庄学園、町外からいっぱい学生たちが来る。スポーツもしますね。特養だったりする、やすらぎ、グループホーム新庄、状態が急変することが多々ある場所の施設がございます。豊平であれば様々なスポーツが行われて、多くの観光客の豊平どんぐり村などがあります。そういった地域性を鑑みるというのはこの計画には入ってございません。消防需要指標値としては載ってはいますけれども、小数点で割合計算したものです。こういった地域性を鑑みられるように意見を聞いていくのか、説明をしていくのかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 当然検討していく中で、いろんな要素を踏まえて考えていく必要があるかと思っております。地域性ということでもありますけれども、計画の中にも、その地域の件数であったり年齢層であったりとかそういうふうなものは載っております。それ以外に時間帯であったりとか、今お話がありました施設の状況であったりとか、そこら辺は当然に踏まえながら、どういうふうな、もし一署一出張所にした場合の課題であったり対応策であったり、当然に今おっしゃられました地域にある施設、あるいは利用者等の状況を見ながら検討していくということでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） しっかりと意見収集する中でそのような議題にもしていただきたいです。消防年鑑でもそのように年齢ごとのものがございまして、消防署の運用効果としてしっかりと計算されたものがございまして。先ほど一つは参考資料で送りました。こういったものを示しながらの地域での説明になるのか、それとももう少し簡単なものにするのか、できるだけ情報をまとめながらの説明が必要かと思いますが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 当然に考え方も含めて分かりやすものを作成しようとは思っております。どういう方向性で整理するかというのはこれからでございますけれども、その根拠となるもの、数値的なもの、当然にそこら辺は整理をしながら進めてまいりたいと思っておりますし、このことにつきましては議会のほうにも資料提供しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） では、現在の一署三出張所体制において、行政の考える課題はどのようなものがあるかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 現在、本署では5人が消防隊、救助隊、救急隊を兼務して出動しておりますが、救急隊は必ず3名で出動しています。各出張所は3名が消防隊、救急隊を兼務し、車両の乗換えにより出動しており、現場到着後少人数の活動となり、初動体制に課題があります。また、各施設の維持管理に係る費用、さらには消防車両及び資機材について、本署、各出張所へ整備しており、高額な資機材が多く、更新時には費用がかかり財政面でも課題があります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 初動体制、確かに課題かと思えます。その上で計画の数字にいきますと、2－19で各地域の救急搬送の予想がありますが、5年後である今、9割近くまで落ち込むという

計算がありましたが、実際、消防年鑑等から数字を取りますと、その後の救急搬送ですね。数字が上がっている。よくて横ばいです。年間１０００件前後の推移がありますけども、そのような救急搬送において、今の現状はかなり厳しいと捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 救急件数でございますけど、年間１０００件前後の救急が各地域で合計したら１０００件程度です。現在の状況で言いますと、厳しいと言われれば厳しいんですが、対応できない件数ではありません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○９番（伊藤淳） 次に、計画には限られた財源で効率的かつ効果的な消防力の運用とございます。財政的なメリット、限られた財源というところですね、財政的なメリットはどのようなものがあるかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 各署所に必要な維持管理費削減が期待できます。また、車両や資機材など、適正な部署に適正に整備するため財政的なメリットはすぐには見られないと思いますが、初動体制が充実し、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能になることが考えられます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○９番（伊藤淳） 財政的なメリットあるんですが、私はもう少し具体的に、副町長が言われた、細部にこだわると進まないというのはよく分かるんですけども、大朝ならばということでいきますと、敷地料が大朝特有の問題かと思います。加えて出張所が耐震化してない。豊平ならば、平成２４年建築の鉄筋コンクリート、新しいですね。こういった課題と、逆にデメリット、新しい建物がというのもあるかと思います。どちらにも共通するのが司令無線保守料だったり車両ポンプの維持、この辺が先ほど言われた長期的なメリットになるところかなと思います。そういったところも地域で話す際に提示するメリットとして題材にするのかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 説明するに際しましては、質問の中にありましたように、限られた財源で効率的かつ効果的な消防力の運用というふうなところがあります。財政的なところの考え方については、当然にそこも含めて整理をしてお示しする予定でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○９番（伊藤淳） 私自身は、この一署一出張所というのは基本的に、いろいろあるんですけども、基本的には反対です。消防需要指標値という割合で計算するのではなく、１件１件の急病や火事で想像してほしいです。自分の子、親、夫や妻が目の前でいきなり苦しみ出した。もしくは大事な家が、もしくは思い出が煙にまかれている状況、考えてください。最大で２０分多くかかる地域もあります。最低でも１０分多くかかる地域が生まれます。もう２０分待ってくれ、雪で主要道路が通れないなどとは言えません。こういったところを踏まえて、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） いずれにしても常備消防の体制については今後避けては通れないことになってくると考えています。すぐに閉鎖しますということではなく、持続可能な組織体制と

して、消防という行政サービスをどうすれば一番生かせるかなど今後も検討をしていく必要があると考えています。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） そのとおりだと思います。今後40年を見据えての計画ということで私も理解しております。加えて地域とよくよく話さなきゃいけないし、人と財産を守るサービスです。平準化されたというサービスということであれば、芸北地域の八幡原、一部地域においては20分以上かかる現状もございます。加えて先ほど財政的なメリットの中で言われたように、消防隊員の働き方、もしくは初動体制、そういったもろもろも含めて大変なところもあると思いますが、その上で、消防サービスがどのようにあるべきかを考えていっていただきたい。加えて、地域でそれをしっかり説明していただきたいと思っております。今の何か所見があればお聞きいたしますが、町長どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 消防の関係につきましては、ただいま副町長、あるいは担当のほうでご返答させていただいたとおり、これから丁寧に町民の皆さんと議論し、説明をし、納得していただけるように持っていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） はい、分かりました。次に参ります。地域づくりセンターの閉館日と利便性向上に関してです。地域の方から、大朝地域づくりセンターの閉館日が変わるということをお聞きいたしました。なぜ、今までどおりではいけないのかと聞かれ、私も答えに窮しました。先ほど議員のほうにまず検討をしていくという旨を伝えて、スケジュールをその後伝えて、しっかりと地域への説明を踏まえていく。私、この地域づくりセンターの閉館日が変わるというのを地域から教えられて、何か矛盾を感じるころもございます。全てを知らないといけなかったら、そうではないんですけども、地域づくりに関わることなので、できれば事前にそういう方向性があるというのを知りたかったなと思うところではございます。地域づくりセンターの閉館日に関する概要をお聞きいたします。閉館日を変更する経緯と目的、地域ごとの考慮、閉館日の決定方法をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 多くの住民が学び、交流し、生涯学習及びまちづくりの拠点として利用していただけるよう、土曜日または日曜日を閉館し、利用の促進を図ることを目的としております。これまで土日を休館しておりました芸北、大朝、豊平の各地域づくりセンターを令和7年4月から、芸北地域づくりセンターにつきましては、日曜日と図書館本館の休館日の月曜日を休館、大朝地域づくりセンターは日曜日と図書館本館の休館日と別日の水曜日を休館、別日にした理由でございますが、大朝地域内での居場所づくりを考慮しております。豊平地域づくりセンターにつきましては、図書館本館の休館日の月曜日を休館する予定でございます。千代田地域づくりセンターにつきましては、第2、第4水曜日が休館で変更はございません。これは利用形態等を地域ごとに検討して実施するものでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 地域ごとの考慮があるのは分かりました。ただ、土日をできるだけ開けたいというのが少々疑問がありまして、言ってしまうと、田舎の土日は忙しいです。農業、祭り、加えて一番大事な子どもたちとの時間が土日です。その土日に、じゃあちょっと地域づくりセン

ター行ってみよう、何かやってるのかな、ちょっとまだ分からない。今まで土曜日開かれていてもなかなか利用実態がないというのが難しいところもございました。そういった土日は結構忙しいんじゃないかなと思います。実際、子どもたちの時間を取ろうにも、その時間でさえ部活や習い事が入っていて、お父さんお母さん頑張って送迎に追われているという現状もございます。地域部活移行の話でも同様の話があったと思います。土日をできるだけ開けたいというのが居場所づくりとしては分かるんですけども、少々気になる点でございます。ちょっとその後こここの部分また言いますので、次の質問ですね。利用者への影響をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 休館日等の変更につきましては、混乱が起きないように、地域ごとに利用者に事前に周知をさせていただいておりますが、今後広報等で広く周知をしてまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 大朝に関して聞きます。水曜日結構事業があったと思います。それを休みにすると、なかなか影響があるんじゃないかなと思います。玉突きで、例えば地域でバレーボールをやっていたりバドミントンやっていたり、その日、その曜日をどうするのかというので混乱があるかと思います。私は利用者の影響結構あるんじゃないかなとは思いますが、この開館日変更のメリットとデメリット、これはどうなのかなと思ひまして、ここをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 地域づくりセンターを平日に利用が難しい方が利用できるようになり、多くの住民が学び、交流していただける機会が増えることがメリットだと考えております。学びの場やイベントなど来館していただけるきっかけづくりが必要だと考えております。利用者には事前に周知をしておりますので、支障があるとは考えておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） きっかけづくり、とても重要かと思います。開けてるからいつでも来てねって言って、なかなか来にくい以上に来ないというのがあります。この辺ちょっと後に加えていきますので、メリット・デメリットに関してなんですけども、単純になんですけども、シフト編成で土日を開けようとする努力、その対応は難しかったのかな、その辺は議論されたのかどうか、加えて土日であれば宿直の方もいて開けようと思えば開けてくれる。利用もちゃんと申請すればできる状態ではございます。そういった対応や議論があったのかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 休館日でも事前に相談等あればその場で、その場といいますか、地域ごとで検討していただくよう伺っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） シフト編成で、できるだけ地域づくりセンターを開けようという議論はございましたか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 地域づくりセンターも施設の形態も違いますし、将来的にはどの地域づくりセンターも休みを合わせればよいとは思いますが、まずは試行も兼ねて土曜日

もしくは日曜日を開館して皆様が来ていただけるよう、よりよいものにしていただければと考えておるところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 試行を兼ねてということであれば納得いたします。閉館曜日をまちづくりセンターと大朝地域づくりセンター合わせた理由をお聞きいたします。できるだけ町内いろんなところで使えるようにという、なぜ水曜日に合わせたのかなという疑問が残りまして、そこをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 冒頭申し上げましたが、合わせたのではなく、利用形態等を地域ごとに検討していただいた結果でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。先ほど幾つか後にといった部分で、地域づくりセンターを土曜日に開館すれば使う人が増えるのかという、私には疑問です。先ほど言いましたように土日、田舎の土日は結構忙しいんじゃないかなと思っております。利便性向上、利用の促進をうたうのであれば、その仕掛けが必要ではないかと考えます。先ほど言われましたきっかけづくりですね。その幾つかの提案として、現在地域づくりセンター等にあるフリーWi-Fi機能ですね。こちらのほうがすぐ時間切れると切れるし、機能としても通信速度は低く、かつ制限がかなりかかっている状態です。こちらのフリーWi-Fi機能の通信速度強化と時間延長による機能強化ですね。地域づくりセンターの長時間の利用促進をしてはどうかと思います。例えばタブレットによる学習スペースとして使える。健康づくりとしてeスポーツによる交流の場、そういったきっかけづくりを行えば地域づくりセンターの利用価値が上がるのではと考えます。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 利用促進の観点から、通信速度強化と時間延長などWi-Fi機能の充実は必要だと考えております。実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） しっかり検討して実現していただきたいです。次に、利便性向上のため空調やトイレなどの改修も一つの手法と思います。芸北地域づくりセンター、大朝地域づくりセンター、それなりに建築年数たっていて使い勝手が悪いなと思うところが課題として既に上がっているかと思います。豊平の地域づくりセンターは新築したばかりで、とても使い勝手がよく、この間も見に行かせていただきましたが、なかなか、かなりいい雰囲気だなと思いました。この改修も一つの手法だと思います。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 空調やトイレの和式から洋式への改修も含めて利用しやすい施設になるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 検討していただきたいです。財源等の話でずっと出ている議論ではございますので、しっかり進めていただきたい。最後の提案ではございますが、人によっては荒唐無稽と言われるかもしれません。利便性を向上させ、利用者増という目的があるのであれば、役場機能を土日に設置して併設する地域づくりセンターの利用促進という手法もあります。土

日に役場を開けることは可能かどうか等々ありますけども、利用促進、地域づくりセンターだけじゃなく、土日がいろんな人が行きやすいというところだけを考えるのであれば、土日に役場を開けるというのは一つの手法として考えられます。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 役場機能の利便性向上につきましては、オンライン申請などで利便性の向上を考えておりますので、特に土日開庁は考えておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 実際に難しいかなと思いますけども、単純に目的を考えるならば、それもあるのかな。私自身農業でいろんな申請をする中で平日に行かないといけない。でも平日に何かしら予定がある方も多くいらっしゃると思います。そしたら土日に行きたいけど土日開いてないから、頑張って平日に有給を取っていくという方もいらっしゃると思います。なかなかそういったところを思うと、役場機能土日というのも、オンライン申請だけじゃなかなか難しいところがございますので、そういったところの手法はどうかというふうに提案をいたしました。ここを突き詰めていってもあまりいい話ではないので、次に参ります。最後の3つ目です。新庄小学校の維持管理と地域利用に関してです。令和7年3月をもって閉校となる新庄小学校の今後について聞きます。現在地域で心配されているのは閉校後の小学校の管理についてです。新庄小学校の閉校後の維持管理はどうなるのか。校舎の電気、水道などの契約についてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 校舎の電気、水道などの契約は継続いたします。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 加えて校庭の天然芝、結構な頻度で芝刈りしなきゃいけない。加えて近隣の建物や電線に倒れる可能性があるのり面の大木の管理ですね、かなり大きい木が数本ございます。また年数もたっております。私が子どものときからある木なので、寿命の長い種類ではございますけども、かなり大木になって怖いというのがございます。管理がされないと、特にそこが倒木の危険性に気づくのが遅れる可能性もございます。この辺どうでしょうか。管理についてをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 新庄小学校閉校後の具体的な維持管理体制につきましては現在のところ具体的に決まっておりません。新庄小学校跡地活用を考える会の取組や、大朝小新庄小統合準備委員会の協議経過を踏まえ、方針を出してまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） そのような取組の中で、会議の中で、地域や個人で小学校や校庭、これを今までどおり利用できるかというのが確認事項としてございます。ここをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 現在、新庄小学校は学校開放施設として利用をしていただいております、引き続き利用できるよう、必要な整備を、例規整備を行う予定でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 例規整備で今後も使えたらとてもうれしいです。実際、地域での神楽をしている場合もあり、また新庄学園のサッカーがありまして、そちらとの連携等の案も出されております。今後そういった利用も踏まえての例規整備を考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

そのような話をする中で、地域で維持管理を受けようという案も出ているんですが、これは可能でしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 適切な管理者として認められる団体で、さきの跡地活用を考える会など地域の合意が得られれば可能であるかと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） はい、分かりました。しっかりとその辺話し合って合意形成を進めていかなければなと思っております。ただ、地域ではなかなか進んでいないが利活用したいという思いと、ほかに何かしらお手伝いはしたいんだけど、どうなるか分からないという今後の維持管理についての不安ですね。こういったものがあります。行政が地域住民、きつい質問をする私ではなくて、地域住民に寄り添っていただけたらなと願っております。今後も地域との協働での維持管理や地域利用での相談に乗っていただけるかどうかを最後に確認いたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） さきに申しました新庄小学校跡地活用を考える会であったり、大朝小新庄小統合準備委員会も継続しております。しっかり地域住民の方の声を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 今後もそのように進めていっていただけたらなと思っております。では、これで私の質問終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤淳議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。午後2時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 46分 休 憩

午後 2時 00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。5番、佐々木議員の発言を許します。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。今回は、さきに通告しておりました2つの事項について質問をしたいと思います。まず最初に、マイナンバー制度についてお聞きをしたいと思います。12月の一般質問では、人口減少や高齢化が進む我が町の現状と課題について、住民生活における地域の困り事、今後の対策などをどのように考えているかをお聞きしました。今回は、マイナンバー制度についてお聞きをいたします。令和6年12月2日から従来の健康保険証の新規発行が廃止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証とする仕組みに移行しました。それで1つ目は、北広島町のマイナ保険証の直近の登録人数と利用者の人数について何人かお聞きをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

- 町民保健課長（迫井一深） 町で把握できますのは国民健康保険被保険者と後期高齢者医療保険被保険者になりますので、その状況についてご答弁申し上げます。令和6年11月診療分になりますが、国民健康保険では登録数2242人、利用人数1297人、後期高齢者医療保険では登録数2632人、利用人数1629人になります。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 今、数字を述べていただきましたが、約半数という利用者登録数であります。社会保険もありますので、これが100%ということはないと思います。後ほどまた事例の近隣の町村のことを発表いたしますので、そこでまた我が町のことをまた再度お聞きしたいと思います。次に、今ある保険証は当面使えるのか、町民の方が大変困っておられます。マイナ保険証を持っている人持っていない人のそれぞれに知らせがあるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 現在お持ちの保険証につきましては、有効期限内であればご使用できます。マイナ保険証をお持ちの方であれば資格情報のお知らせが、持たれてない方には資格確認書が交付されます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 理解をいたしました。それでは、マイナ保険証を利用すればどのようなメリットがあるかお聞きをしたいと思います。最初に、今までは薬の服用歴などの記憶が曖昧でうまく伝わらなかったこともあります。マイナ保険証の中ではどのようになってきたのか、お伺いをします。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） マイナ保険証で医療機関等を受診した際に過去に処方された薬剤情報の提供に同意することで、医療機関で投与された薬や薬局等で受け取った過去の薬の情報などを医師や薬剤師が確認できるようになり、より多くの正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 2番目に、事前の手続が間に合わなくなったとき窓口で高額医療費を一時的に自己負担された方もたくさんお聞きします。これはどういうふうになったのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） マイナ保険証で受診し、限度額情報の提供に同意することで、限度額適用認定証がなくても限度額を超える支払いが免除されます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 医療費控除の申請はどのようになっておりますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） マイナポータルから保険診療を受けた記録が参照できるため、領収書を保管、提出する必要がなく、医療費控除申請の手続ができます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） マイナ保険証を持っていない人への資格確認書の対応はどのようになっておりますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） マイナ保険証を持っていない人には、保険者から健康保険証の有効期限内に資格確認書が交付されます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私事ではありますが、今年ちょっと医療機関に行ったことがあります。最初マイナ保険証を出しましたが、マイナ保険証だけでは駄目だということで、国民保険証も出せということで、かなり手間だったことがあります。これは少しずつ改善されていくとは思いますが、近隣の島根県的美郷町では、このマイナナンバーカードを利用していろんなことをやられているのが現状であります。国も力を入れているのではないかと思います、国の目的としては、マイナナンバーカードの普及率が高い団体において、全国の展開モデルとなるマイナナンバーカードの利用を先行事例している例がございます。例えば美郷町では、マイナナンバーカードの更新率は7割以上です。先日もお聞きしましたら、7割は確実になっているというふうなことであります。その事業費にしては大体全国で3億円で、10分の10国が負担をしているということで、この我が町でもそういう取組はぜひやっていただきたいというのが今回の質問ですが、これだけではちょっと説明不足なんで補足をします。例えばマイナナンバーカードによる避難所のワンタッチ受付サービスを美郷町では始めていらっしゃいます。メリットは、受付が簡単になりスムーズな入退所ができる。避難所では、受付業務に割く人員の削減、正確な情報等が一元的にリアルタイムに把握できるメリットがあるというふうにおっしゃいました。このサービスは令和5年度の国のデジタル田園都市国家構想交付金、横展開事例創出型と言うんだらうと思いますが、その採択を受けてNTT西日本電信電話株式会社などで共同で導入されていると思います。我が町もこれらを活用する予定があるか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員ご指摘のように、避難者と避難所運営職員双方の負担軽減につながるメリットが期待でき、国もデジタル地方創生を推進するための優良なサービスであると位置づけています。北広島町が目指す暮らしDXにもつながるもので、大変興味深いものと捉えています。ただし、導入するのであれば汎用性が高く、避難所の受付業務のみに限定しない様々な便利なサービスのうちの一つとして実現できないか、今後のマイナナンバーカードの利用方法の拡充など動向を注視してまいりたいと考えます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今お答えをいただきましたが、美郷町では、ほかに全国で有名なイノシシの皮を利用した販売もされております。私も2年前にお伺いしましたが、イノシシの解体とか、いろんなものが捨てられるんですけど、それを再利用したということもやられておりますし、ほかにマイナナンバーカードで印鑑登録証明、コンビニ配布、それから先ほど申しました避難所の受付、図書館カード、それから高齢者タクシーの補助等々を年度ごとにやられております。近隣では昨年の11月6日、自動運転実証実験の実施をされております。自ら町長が乗られて実走実験をされたそうです。これはお聞きしましたら、6日間で178人の乗車があったということです。それから車は、どんな車を利用されたんですかと聞きましたら、日本製ではなくフランス製ダビアラ社のことをやられております。いろんな用途に応じてマイナナンバーカードを利用されているというのが美郷町でございました。そういうのを北広島町でもやられる計画があるのかどうか。町長にお伺いしたいと思います。質問はしておりませんが、お願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） マイナンバーカードの活用でございますけども、今議員が事例として挙げられた取組につきましては、本町においても検討しているところでございます。なかなか具体的なものが出来上がっておりませんけども、マイナンバーカードを活用した地域に特定したポイント付与であったりとか、先ほどの入退所に係るシステムの導入であるとか、DXのほうで検討して項目ごとには上げておりますので、それができるだけ早めの実現できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 前もって質問項目上げておりませんでしたので、事前に質問を次にはお伺いしたいというふうに思います。次に子育て支援についてお伺いをしたいと思います。安心して子どもを産み育てる社会の構築が国で進められております。最初の段階である出産は、日本は世界でも最も安全な水準だと評価されております。少子化に伴って分娩を取り扱う施設の減少も課題ではありますが、またコロナ禍明けの不登校も深刻な状況が進み、問題行動が低学年ほど増加傾向にあるというふうにお聞きをしております。そこで、その対策など何点かをお伺いしたいというふうに思います。まず、周産期の医療提供の現状はどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 周産期の医療提供について、広島県では正常分娩やリスクが比較的低い医療を行う地域にある産科や産婦人科から、比較的高度な医療を行う地域周産期母子医療センター、さらに新生児集中治療室を備えるなど、より高度な医療を行う総合周産期母子医療センターによる周産期医療ネットワーク体制が整備をされております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 本町には分娩施設がございません。全国でも減少しておりますが、対応策はどのようになっておりますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 分娩施設は、産科医不足や少子化に伴う経営難などの理由により全国的に減少傾向が続いております。全国の約7割の自治体で分娩施設がない状況となっており、広島県におきましては23市町のうち12市町で分娩施設がない状況でございます。本町におきましては、平成30年に分娩できる医療機関がなくなり、町外の医療機関を利用することとなったため、その対応策として、妊産婦に対し、妊婦健診及び出産に関わる交通費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図っているところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 我が町の分娩、近隣ではどういう施設を利用されているか、もし分かればお答えください。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 6年度になりますけど、一番利用が多いのは安佐市民病院になります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 正常で生まれるのが理想ではありますが、不幸にして早産など低体重で生まれた赤ちゃんの発達・成長記録ができるリトルベビーハンドブックというのがあります。今

年度は、今年度末運用されて全国に対応するようになっておりますが、我が町はどのように対応されているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） リトルベビーハンドブックについては平成23年に静岡県のある母親が考案し、その後平成30年に静岡県と市民団体が共同で作成をされております。それが徐々に全国に広がり、広島県におきましては、既に令和3年3月に作成し、先ほど申しました周産期母子医療センターや各市町の担当課を通じて対象となるご家庭に配布を開始をしております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私もどんなものかというふうに見まして、実はこれなんですね。多分、本はこのぐらいだというふうに思っておりますが、かなり細かなことを書くようになっております。それから体験されたQ&A、これがかなり含まれております。ゼロ歳児から6歳児までの成長の記録も書くようになっております。こういうふうなのが最近できてきたということで、皆様には利用されるのがいいんじゃないか。広島県は、先ほども課長がおっしゃいましたように、早くに取り組んだので、これが近隣では安佐市民病院で配布されてるんだらうというふうに思います。それでは次に、ポストコロナ禍といった昨年、小中学校は活気を取り戻してマスクを外すことができ、給食は対面にも戻り、運動会の行事なども復活をいたしました。しかし、増加傾向にある不登校、いじめは現在も深刻であります。そこで、コロナ禍の影響による登校意欲の低下はあったのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 文部科学省調査と同様、不登校児童生徒の数は増加をしています。不登校の原因の一つとして、コロナ禍の影響による登校意欲の低下は考えられます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 昨年、文部科学省が10月に発表した2023年の問題行動・不登校調査では、小学生の学年が低くなるほど不登校の増加傾向が見られるとも書いてありました。北広島町の現状はどのようなものか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 北広島町の現状は高学年が多い状況です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 高学年が多いということですね。いじめについて、小学校低学年も全国的には増加傾向にあるのではないかと思います。その中で、対人関係の未熟さ、それから要因は学校生活ではなく、幼児期の発達にも原因があるのではないかと思います。それをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町では近年、いじめの認知件数が減っている状況です。全教職員がいじめを許さない、見逃さないという姿勢で、いじめの積極的な認知に取り組んでおり、学校のような姿勢が子どもたちの規範意識の向上にも影響を与えているためとも捉えています。いじめの対応としましては、冷やかしかからかいが低学年に多く見られますが、議員ご指摘のいじめの原因が幼児期の発達にあるとの資料は持ち合わせておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） スマホやタブレットの利用の使用は依存症が高いと言われております。特にスマホやタブレットの端末では、動画、それから交流サイトの使用は依存性が高い。それから学力低下ではなく、不登校の因果関係にもあると指摘されております。そこで文部省が令和25年度111億円の規模の不登校対策を進めるとしてありますが、我が町はどのような取組を考えているか、教育長にお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議員ご指摘のように、スマホやタブレットの過度の使用から生活習慣の乱れ、遅刻・欠席からの学業不振により不登校につながるケースも見られます。文部科学省の発表では、全国の不登校児童生徒数は小中学校で約30万人に上り、過去最多の状況です。文部科学省は、その対策として学校内外の教育支援センターの設置・促進、機能強化を明記してございます。その具体策として、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランにて校内教育支援センター、スペシャルサポートルーム等の設置促進を明記したところです。在籍する学校には行けるが自分の学級に入りづらい児童生徒が学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要になっています。本町の不登校児童生徒への取組としましては、本町ホームページに町教育委員会による不登校相談窓口の案内を掲載し、同様のチラシを町内全小中学校の児童生徒へ配布するとともに移動型教育支援センターを設置するなど、学校と家庭以外にも寄り添い、支える場所の提供を行っています。また、町の取組といたしましても、家庭と学校以外の子どもの居場所づくりとして、子ども第三の居場所の開所を目指して現在準備を進めているところでございます。学校におきましては、不登校生徒の多い千代田中学校にステップ教室という不登校生徒が登校しやすくするための教室を設置しています。また、全ての学校では、校長、教頭、担任、養護教諭、関係する教職員からなる不登校対策防止委員会を設置し、教職員間では、まずは早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの助言も得ながら、定期的な状況把握、対応について確認を行うとともに、状況によりケース会議も開催するなど、不登校の未然防止に向けて組織的な対応に努めているところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほど課長が答弁されましてCOCOLOプランというのが出てまいりました。これ英語で言うと、私も何回か英語で聞いたんですが、よく分かりませんでした。校内教育支援センター等の設置をやられるということだろうと思いますが、もう少し詳しく発表、お伺いできるでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） COCOLOプランとは、令和4年度で30万人と急増する不登校児童生徒を背景に、文部科学省が従来の対策を見直し、新たな不登校対策として令和5年3月に取りまとめたものでございます。このプランでは、3本の柱として、不登校の児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学びの環境を整える。心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする。この3つの柱で14の具体的な取組をもって学びの機会を全ての子どもに保障しようとするものでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 1、2、3のステップがあるとお聞きをしました。1のステップは、不登

校児童生徒の健全で学びの場を確保したいということ、いろんな項目があるんですが、北広島町では、直近どのようなことを考えておられますでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 先ほども申し上げましたが、不登校相談窓口の設置を改めて紹介し開催をしております。また移動型の教育支援センターの開催、学校によるチームでの取組、そういったことに取り組んでいる状況でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 心の小さなSOSを見逃さないというふうにおっしゃいました。チーム学校を支援すると。分かる範囲というか、今現在計画されているところで、どのようなメンバーで構成されるのか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 教職員のみならずスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そういった専門的な資格を持つ見地をもって専門的な支援といったところに取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 3つ目のステップで、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所にしますというふうにお聞きをしました。具体的にはどういうところにどのように設置をされるのか。計画段階であれば、今現状のところをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 学校の見える化という部分で申しますと、学校だよりであったり学級だより、また各学校のホームページ、そういったところでの周知と問合せもしていただくこと。また、町としましては具体的な取組という部分でいきますと、学校及び教育委員会のみならず、必要な家庭支援を行うことも家庭課であったり、障害や国際言語等の違いにかかわらず認め合う共生社会を目指す、福祉課、町民保健課とも連携し、不登校児童生徒を支えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） このCOCOLOプランは、急きょ取組が必要なことであります。このプランを実現するためにはですね、行政ではなく、学校や地域社会、それから家庭、それからフリースクールの関係者等々で相互に理解をし合って連携をしながら、子どもたちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要だと思いますが、町としては、何回も繰り返しますが、どのようなお考えか再度お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 町におけるあらゆる資源、人であり物であり居場所であり、そういったものをフルに活用して子どもの社会的な自立に向け、チームで取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 以上で質問は終わりたいと思いますが、特に不登校の子どもは、私の地域にも何人かはおります。いろんな目で地域の一員として手助けをしていきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。14時4

5分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 34分 休憩

午後 2時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。まず冒頭、午前中に同僚議員からもありましたけども、先日の火災事故で亡くなられたことに対しまして、心からお悔やみを申し上げたいと思います。では通告しております質問について、今回は北広島町地域防災計画と防災対応を問うということで質問をしてみたいです。12月の一般質問で、避難開設の基準、避難所の周知状況、避難所開設レベルでの行政体制、自主防災組織の現状などについて質問いたしました。町が開設する指定避難場所として重要な役割を担うことになる千代田運動公園総合体育館、豊平運動公園体育館豊平ウイングとともに、降雨時にアリーナ内へ雨漏りがするという状況から直ちに対処すべきとして、その対応を伺ったところです。令和6年6月に北広島町防災会議で作成された北広島町地域防災計画について、この基本計画に近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて災害に予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものという記述があることから、記載項目について幾つか質問をしてみたいです。北広島町地域防災計画は、第1章の総則、第2章の災害予防計画、第3章、これは1と2に分かれてますが、災害応急対策計画。第4章で災害復旧計画、この4章で構成されております。総則では目的や基本方針など、災害予防計画では、基本方針と町土保全に関する事項など、第3章、災害応急計画対策、これは基本方針と災害発生前の応急対策に関する事項など、第4章では、災害復旧計画は目的と被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画などということ構成されており、全部で325ページある計画書になっております。第1章、目的を要約しますと、この防災計画が災害基本法に基づいて町内で発生が想定されるあらゆる災害に対処するため、本町の地域に係る防災に関して、町、県等防災関係機関が処理すべき事務、または業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速・的確かつ総合的に実施することで、町民の生命・身体及び災害から保護することを目的とすると書いてあります。災害予防計画では基本方針として町土の保全に関する事項や防災まちづくりに関する計画、円滑な避難体制の確保に関する事項など、12項目にわたり取り組むべき計画が細かく記載されており、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者が行うべき業務の代行及び相互の連絡調整について定めるとも書いてあります。ここで質問してみたいです。この災害予防責任者は、町長、指定地方行政機関の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共の団体並びに防災上重要な施設の管理者と記載されておりますけども、具体的にはどのような方、組織になるのかお伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 指定地方行政機関の長は、中国四国管区警察局、中国四国防衛局、中国総合通信局など17の機関の長、その他執行機関は自衛隊（陸上自衛隊第13旅団）、指定公共機関は、国立病院機構、日本郵便株式会社中国支社、日本銀行広島支店など15機関。指定地方公共機関はガス供給事業者、旅客貨物運送業者、民間放送機関など5機関、公共的団体は、山県郡歯科医師会、山県郡薬剤師会、ひろしま農業協同組合、広島市農業協同組合など7機関、防災上重要な施設の管理者は、医療機関・大型店舗など不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者。石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物各燃料物質等の製造、貯蔵、処理または取扱いを行う施設の管理者など4機関。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今関係の機関の長、あるいは機関の紹介を説明をいただいたところです。かなりあるということになりますけども、業務の大綱及び相互の連絡調整について定めるという記述も計画書の中にあります。北広島町地域防災計画では、これらの機関、長と連絡調整して定めたということでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 例年6月を目安に北広島町防災会議を開催しておりますが、事前に主要な機関に原案を送付して調整しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今調整しているというふうなお答えをいただきましたが、事前に主要な機関というのがあるんですが、先ほどの全てということになると48機関になると思うんですけども、主立った主要な機関に原案を送付ということがありました。分かる範囲内で答えいただければと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 北広島町防災会議条例におきまして、委員の総数は40人以内ということにしておりますので、委員の任命をもって上げております。例えて言いますと、陸上自衛隊第13旅団でありましたり、ガスの町内の事業者組合、それからひろしま農協、広島市農協、中国地方整備局、太田川河川事務所、土師ダム管理所長、それからNEXCO西日本、北広島町女性会、山県郡医師会などなどでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 町の防災計画ですから、必要な機関、今上げていただいた機関と十分に調整をしてということでこの計画がつくられているというふうに理解します。この計画の中に、迅速かつ円滑な災害対応対策への備えに関する計画の気象情報等の伝達体制というのがあって、この中に伝達手段の多重化・多様化ということで、災害情報共有システムLアラートですね。あと音声告知、広報車、半鐘、サイレン、テレビ・ラジオ、携帯電話、これは登録制メールやエリアメールを含むとなっておりますけども、それに加え、インターネット等を用いた伝達手段を図り、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとするというふうに書いてあります。それぞれの整備状況伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 災害情報共有システム、Lアラートでございますけども、これにつきましては、広島県防災情報システムによってテレビ事業者、ラジオ事業者、CATV、新聞

社などに対し、自動で配信できるようになっております。音声告知放送については、ちゅピCOM音声告知端末へ必要に応じて随時放送しています。広報車については、本庁・支所の公用車の一部と消防署、各出張所、消防団の車両に拡声機を搭載しており、必要に応じて運用しております。半鐘サイレンについては現在運用していません。携帯電話については、フィーチャーフォン、いわゆるガラケーにつきましては、防災安全お知らせメール、スマートフォンではきたひろ情報アプリ、北広島町公式LINEで配信しています。また、LINEヤフー株式会社と災害協定を結んでおり、必要に応じて、ヤフー防災速報アプリに配信しています。エリアメールは、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの各キャリアに配信できるよう連携しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今お答えいただきましたが、昭和なんですかね、半鐘とかサイレンとかっていうのは。もう時代が変わってきたのかなという気はしますけども、あらゆる方法で伝達手段が講じられているというふうに理解をします。この中で、ちゅピCOMの回線による地域放送がある、告知放送というのも上げられてますけども、加入戸数と各地域の加入割合、きたひろ情報アプリのダウンロード数、この辺りをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） ちゅピCOMの加入戸数等について総務課からお答えいたします。

ちゅピCOM光テレビの加入戸数及び割合は12月末時点で、芸北地域が993件、114%、大朝地域が896件、75%、千代田地域が3190件、66%、豊平地域が1164件、78%、全町で約75%の加入率となっております。また、きたひろ情報アプリの登録者数は、1月時点で2793人となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、地域放送、ちゅピCOMの加入割合は全町で大体75%、情報アプリの登録数は約2800人というふうなお答えをいただきました。世帯数で言いますと、全町で8400戸弱ですから、75%といえば6000戸の加入、残り二千幾ら残ることになりますし、アプリの情報に至っては2793ということですから、町の人口からすれば5分の1、6分の1ぐらいの数字になっているのかなというふうな気がします。ちゅピCOMの地域放送がないとか契約してないとか、あるいはスマートフォンを持って情報アプリからの情報取得も難しい。こういった手段を持ち合わせない地域住民の方、高齢者等避難の判断や避難所開設の情報伝達というのはどのように想定されているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 家族、近隣者でありましたり、自主防災組織などから避難を呼びかけていただけるよう、出前講座などで呼びかけについてお願いをしています。また希望される方には固定電話への架電で対応しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今お答えいただきました。家族、近隣者、自主防災組織からの呼びかけ、この辺りと個別避難計画あたりがうまくリンク、つながっていけば大丈夫な部分が増えていくのかなというふうなイメージを持ちます。避難所開設等の情報伝達については、これまで同僚議員からも度々質問が出てると思いますが、改めて確認します。ちゅピCOMの加入戸数を増やしたり、あるいはきたひろ情報アプリのダウンロード数を増やしたり、これをどういった

ふうに進めていくか、その思い、計画があれば、お伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 毎年春に行っております行政区長会でありましたり、自主防災組織連絡会、それからまちづくり出前講座とか、あらゆる場面を使って直接声かけをしまいたいと思いますし、ホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） そうですね。毎回同じような答えをいただいていると思うんですが、できるだけ広く皆さんのほうに周知して、自分の身を守るために、必要な情報を自ら取ってくださいという意味合いで、もっともっと進めていただいたらというふうな思いがあります。さて、この計画書の中に配備動員体制というのがあるんですね。配備動員体制の整備関係の中で、町の配備体制、行政側ですね、注意体制、警戒体制、非常体制、非常体制は災害対策本部を設置した体制ということが書いてあるんですが、それぞれの体制はどのような状況時の体制なのか、説明いただければ。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 注意体制とするのは、本町に大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、大雪注意報、氾濫注意情報などが気象庁から発表されたときなどです。警戒体制には、第一警戒体制と第二警戒体制があり、第一警戒体制とするのは、本町に大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、暴風警報などが気象庁から発表されたときなどです。第二警戒体制とするのは、本町に先ほどの警報などが発表され、かつ災害発生が確実と予想されるときなどです。非常体制、災害対策本部を設置する体制ですけれども、非常体制とするのは、本町に特別警報、大雨、暴風、大雪などの特別警報、それから氾濫発生情報などが気象庁から発表されたときなどです。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ここ、先週からの雪というのは一歩間違えば、あの東北・北陸のような本当に特別警報になってもおかしくないような状況になってたかもしれないなと思うと、こういう体制がちゃんと考えてあるというのはちょっと安心につながろうかと思います。これらの体制の移行時期とか行政職員の参集の基準、災害対策本部の設置場所等について、第3章のほうでは、定めるとあるんですけども、具体的に説明をいただけますでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 移行時期については先ほど申し上げたように、各体制の状況が目安となります。参集基準は注意体制のときは参集せずに情報注視、第一警戒体制で危機管理課長、危機管理課職員、総務課長、建設課長、警報当番が参集します。避難所開設を判断したときには、福祉課長、保健師当番、避難所当番がこれに加わります。このほか状況によって、または所属長の判断により招集を別途かける場合もございます。第二警戒体制に移行したら、これに加えて、各所属長、総務課、福祉課、建設課、環境生活課など避難所やライフラインの関係課職員などが参集します。非常体制、災害対策本部を設置した体制とした際は、町長以下四役をはじめ正規職員は全職員招集となります。災害対策本部を設置する場所は役場本庁としておりまして、設置できないときの代替施設は、北広島町まちづくりセンターもしくは役場大朝支所としております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、警戒体制に招集をされる体制説明いただきました。ちなみになんですけ

ども、非常体制になったときの参集の時間、いついつまで、1時間以内に集まれとか、直ちに集まれとかって、そんな基準はあるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 可及的速やかにとということでございますけども、住んでいる場所とか、実際に職員宅で被災を受けているとか、途上で道路が寸断されてるとかっていう、いろんな状況がございますので、まずは身の安全を確保した上で登庁するということにしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 真っ当なお答えだと思います。まずは安全確保からの招集、そのときに体制がきちんと機能するような手はずもきっちり計画書の中にあるので、そのような動きで対応されるんだというふうに理解をしておきます。さて、災害対策本部の組織及び分掌事務では、本部長を町長として副本部長は副町長、教育長、参事、本部会議は各課長と消防長、消防団長、危機管理監を事務局長として危機管理課、総務課員で組織する事務局、分掌事務を行うため、総務部、町民部、福祉部、産業部、建設部、教育部、消防部、消防団で組織された実施部、各支所現地災害対策本部で構成される北広島町災害対策本部組織図が計画書の中に示されております。これまでに災害対策本部を立ち上げた年度ごとの回数と災害要因をお聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 災害要因が豪雨災害のもので平成18年、22年、29年、30年度、令和元年度、令和3年度に各1回ずつです。また寒波の影響によって断水した事案がありまして、平成27年度、29年度に各1回設置しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、災害対策本部を立ち上げた時期と災害名、要因を伺いましたが、平成の後半からやっぱり多いんですね。やっぱり豪雨災害ということがこの辺りから、10年に一度が1年に一度みたいな形になってきているのかなということを実感します。北広島町災害対策本部組織図に記載がある各実施部の分掌事務、先ほど分掌事務という言葉分かりにくいかもしれませんが、これはそれぞれの担当者、担当課がやるべき仕事内容、事務内容ということなんですけども、先ほど口頭で申しあげました各班、部ですね、ここの分掌事務、何を担うかというのをちょっとここで質問項目には上げておりませんけども、2、3課ちょっと伺ってみたいと思います。まず、建設課ではどういった事務をこなされるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設部、建設班と下水道班がございますが、建設課長は建設部の総括に関することをやっております。まず、建設班は建設会議の主な主たる構成員で、13の分掌事務がございます。1、建設部の総括に関すること、2、道路交通情報の収集及び広報依頼に関すること、3、道路・橋りょう、河川関係の被害調査及び応急復旧に関すること、4、災害用資材調達、5、危機管理箇所等の警戒巡視に関すること、6、町営住宅の被害調査及び応急修理に関すること、7、住居に関わる障害物の除去に関すること、8、応急住宅の建設工事及び応急修理に関すること、9、応急仮設住宅入居者の選定に関すること、10、復旧に関わる建築指導及び相談に関すること、11、土木関係災害復旧事業の総括に関すること、12、農地、山林、林道、農林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること、13、被災建築物危険度判定に関することでございます。なお、下水道班は5の分掌事務があり、1、下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること、2、下水道施設の維持管理に関すること、3、指定工事店との

連絡調整に関すること、4、下水道復旧資材等の調達に関すること、5、広島県水道広域連合企業団との連携に関すること。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今18項目について説明をいただきました。ちゃんと把握をされているということですね。続いて、まちづくり推進課に伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まちづくり推進課は総務部企画班でございます。分掌事務といたしまして8項目でございます。1、災害視察者及び見舞客の接遇に関すること、2、民間団体に対する協力要請、受援に関すること、3、職員の給食及び衛生管理に関すること、4、車両の調整及び緊急輸送計画に関すること、5、被災者相談窓口に関すること、6、路線バス、タクシー事業者などとの連絡調整に関すること、7、地域づくりセンター、体育施設、指定管理施設の開放及び施設の被害調査、応急復旧に関すること、8、指定管理施設の避難所運営に関すること、以上8項目でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今説明いただきました各課が分掌する事務、これが各課にそれぞれあるということになります。では、もう1か所伺います。支所の分掌について、これは各支所共通だと思うんですが、豊平支所長に伺います。

○議長（湊俊文） 豊平支所長。

○豊平支所長（熊谷忠明） 豊平支所では総務班と管理班があります。まず、総務班から、1、学校施設、地域づくりセンター、文化施設、体育施設の避難所被害調査及び開放に関すること、2、避難所の設置、被災者の収容及び介護に関すること、3、被災者の把握、応急相談に関すること、4、災害対策本部との連絡調整に関すること、5、支部地域災害情報・気象状況の収集伝達に関すること、6、職員の動員・配置状況に関すること、7、罹災証明の発行に関すること、8、ごみ処理に関すること。次に管理班です。4項目あります。1、下水道等の被害調査及び応急復旧に関すること、2、道路関係の被害調査及び応急復旧に関すること、3、河川関係の被害調査及び応急復旧に関すること、4、町営住宅及び社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今管理班のほうで4項目上げていただいたと思うんですが、もう2項目ありませんか。

○議長（湊俊文） 豊平支所長。

○豊平支所長（熊谷忠明） すみません、大変失礼いたしました。5、農地、山林、農林業施設の被害調査に関すること、6、農林水産物の被害調査に関することです。以上です。失礼いたしました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） これを皆さんに聞いたらとても時間がかかるので、このぐらいにしておきますが、これだけでもたくさんの分掌事務がある。これを課職員の中でこなされるということがどれだけ大変なことかというのは容易に想像できることではあります。この中の総務部企画班の指定管理施設の避難所運営に関すること等、福祉部福祉班の避難所の運営、被災者の収容及び介護の総括に関すること、もう一つ、教育部、学校教育班の指定管理施設の避難運営に関す

ること、福祉部保健班の被災地域避難所における感染症の予防及び調査に関すること、これそれぞれに避難所や避難所運営に関わる分掌が記載されてるんですね。これはどのように連携していくのかというのをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） それぞれの課が所管しております施設の業務を確実に行った上で、避難所運営の総括は福祉部福祉班が対応することにしております。特に保健師業務の関係につきましては、連携をして関係職員全体で対応することとしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 避難所とか避難所運営のことについての総括は福祉部福祉班が総括してコントロールするというふうな理解ですね。総務部企画班の分掌に指定管理施設の避難所運営に関することという記述が、文章があるんですね。教育部学校教育班、ここにも指定管理施設の避難所運営に関すること、これ全く同じ文章の文字なんですね、分掌事務が記載されております。これは同じことをされるということではないとは思うので、この事務内容に区分があるのか、あればお聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 所管しております施設によって多少異なることはあるかも知れませんが、避難所運営に関することというところでは、大きいくりでは一緒です。対象の施設が、所管している施設が異なるということでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） はい、分かりました。だから教育部学校教育班のほうは、学校施設の利用等についてはというふうな理解でよろしいですね。支部、総務班・管理班の分掌について、各実施部班との連携が明記されているものがあります。先ほど豊平支所長がお答えいただいた中身ですけども、学校施設、地域づくりセンター、文化施設、体育施設の避難所被害調査及び開放に関することは教育部、総務部企画班と連携とあった避難所の設置、被災者の収容及び介護に関すること、これは福祉課と連携というふうにあります。これはどのような連携をしていくのかというふうなことをちょっと伺ってみたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） それぞれが所管しております施設の業務を確実にやり、避難所運営の総括は福祉部福祉班が対応することと決めておりますので、連携を行っていくものです。実際に発生した災害の事象において、その時々で求められるべき事項について連携していくことになります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 実際の連絡等々については、12月の定例会のときのお答えの中で、ウェブ会議等も利用しながらということがあったと思うんですが、そういうことでしっかり体制を整えて事態収拾というか、解決、運営に当たるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員ご指摘のとおり、避難所が開設された際はタブレットを使ってズームを常時開設をしておりますので、いつでも連絡が取れる体制を整えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ちょっと時間を費やしてしまいましたが、このように細かくそれぞれが担当

する事務が決められている、示されております。この分掌事務の中に、ただ、上水道の施設の被害調査や応急処置、維持管理に関することという分掌の記載がないんですね。下水道はあるんです。先ほど建設課長にお話いただいたとおり下水道に関してはあるんですが、上水道にすることが記述がありません。町内には上水道施設もですけども、これによらず、井戸によって生活用水を確保する世帯が相当数あります。災害によって停電復旧が難しい場合なども多くの井戸が使えないこととかが想定されると思っております。上水道施設については、建設部下水道班の広島県水道広域連合企業団との連携に関するこの中に含まれているというふうな理解でよろしいんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ならば上水道も記述があつていいのかなというふうな気はします。被害が大きければ井戸に依存している生活用水確保について復旧までに相当な期間がかかることもあり、実際1991年、台風19号のときなんかは2週間近く通電しなかった地域がありますけども、こういったことになると水確保が困難、井戸では予想されます。どの分掌事務にも、この井戸の生活用水確保者に対する救済というか対応というのがやっぱりこれも記載がないんですけども、どの部のどの班がどのように対応していくのか。決まっているのであればお答えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 井戸であっても飲料水を含む生活用水については、先ほどの回答同様、建設部下水道班が広島県水道広域連合企業団と連携して当たることになります。町は上水道部門の部署を直接抱えていないためにこのような事務分掌になっていますけども、企業団事務所が本庁内に置かれたことから広島県水道広域連合企業団北広島事務所を災害対策本部の組織に明確に位置づけるように改善を検討してまいります。議員ご質問のように被害が甚大となった場合は、ちゅうちょなく災害救助法の適用を要請して国の救助を受けることになるとも考えています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） やっぱり水というのは本当に命に関わる重要なものなので、しっかりこの位置づけが明らかになればというふうに思います。さて、昨年の能登半島地震から私たちは本当に多くの備えておくべきことを知りました。これまで災害がなかったからということでは通用せず、道路や電気、水道、排せつ物処理など、生活インフラの困難な復旧、関連して集落の孤立や医療・介護の課題や物資調達など本当に課題は多岐にわたるというふうに思います。南海トラフ地震の発生が予想される中、気象庁の発表では、本町も震度5が想定されています。北広島町防災計画の中に災害予防計画の第3節 地震被害軽減のための基本的な事項の中の避難者等への対応、避難者の住宅確保では、建設型応急住宅に係る整備マニュアルを作成して、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新し、協定締結団体と定期的に会議などを開催し、平時から連携強化を図るというふうに書いてありますし、迅速かつ円滑な災害対応対策への備えに関する計画の避難の受入れ、情報提供活動の備えの住宅対策関連では、町は応急仮設住宅の建設場所のためにあらかじめ公有地を把握するとともに、被災者用住宅として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、あつせんできる体制整備を図るものとするとしています。能登半島地震に関連する応急仮設住宅については、入居後に水害による浸水被害で被災者の方が重複被災され

るなどの事態も起こっています。そこで町内で応急仮設住宅地として建設可能な候補地として想定している場所はどこか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 芸北地域の雄鹿原ふれあい広場、大朝地域の大朝グラウンド、千代田地域の道の駅舞ロードインターみどりの広場の3か所を候補地としております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、3か所お知らせいただきましたけども、建設を可能とするという条件にはどのようなことがあるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 条件としましてはまとまった敷地であること、資機材の搬入等が容易であること、敷地の安全性に問題がないこと、居住環境に配慮した配置が可能なこと、利便性があること、上下水道、電気、ガスなどのライフラインの整備が容易であることなどが上げられます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、条件を上げていただきましたが、町内旧町4地区のうち3地区はあるけど、豊平地区がないんですね。これは何らかの条件が満たされないからないんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 広島県の応急仮設住宅の整備マニュアルに基づいて調査をした結果、このようなことになっているということでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この計画書の中の町の避難場所等として指定されている道の駅の防災拠点としての活用を推進するというふうに計画書の中に書いてあるんですね。広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる道の駅について施設、体制を整えるというふうに書いてあります。前回の定例会で同僚議員から防災道の駅についての提案もありましたが、町内には2か所の道の駅があります。想定を超える災害に備えることは難しいことなんですけども、道路網が寸断される事態や自立できる電源確保を考えておかなければいけないのかなというふうに強く思います。改めて町内の道の駅について、防災道の駅化に対する考えを伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） まず、防災道の駅ですが、広域的な防災拠点としての役割を果たすために都道府県からの提案を踏まえて、国土交通省が選定した道の駅を指します。広島県では東広島市の西条のん太の酒蔵が選定されており、中国地方で3駅、全国で現在39駅が選定されています。これらの道の駅は災害時において自衛隊や警察、緊急物資の基地機能、それから地域の一時避難所などとして機能します。現在の選定条件で可能性があるのは、舞ロードインター千代田ですけども、令和4年3月25日付で国土交通大臣から舞ロードインター千代田の駐車場は防災拠点自動車駐車場として指定されておりまして、この防災拠点自動車駐車場の指定条件も同じく2500平米以上の広さの駐車場や接する道路、ここでは主要地方道浜田八重可部線ですけども、が2車線以上で緊急輸送道路に指定されていることなど、防災道の駅とほぼ同様となっています。災害発生時には広域的な災害応急対策を迅速に実施するための拠点として位置づけられており、防災拠点としての利用以外を禁止、制限できるほか、被災者支援な

どに活用できるよう、施設の占用基準を緩和できることとなっています。能登半島地震では防災道の駅が広域防災の拠点としての機能を発揮しました。また、都道府県の府県域を越えて、他県の防災道の駅からの支援がなされるなど、より広域的な支援が見られました。このことから防災道の駅を増やすべきではないかとの評価も出ており、動向を注視してまいりたいと考えます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、防災道の駅に対する考え方であり、現状報告をいただきました。本当に災害があったときにどうするかって、もうこの町だけの話ではないので、広域的なものというふうになるかと思います。広い視野で対応できるような体制を整えていくということが大事なかなというふうに思います。防災まちづくりに関する計画の中に防災上重要な公共施設の整備の項目というのがありまして、この中に防災拠点として利用する公共施設の耐震化や耐震診断の実施状況や結果を基にしたリスト作成に努め、高い安全性を確保するように努めるものとするがあります。また非常用エネルギーの確保にも言及をしております。警報レベルによって各地域で開設される指定避難所、芸北地域の芸北文化ホール、大朝の大朝地域づくりセンター、千代田地域の千代田運動公園総合体育館K u m a h i r a スポーツアリーナ、豊平地域の豊平運動公園体育館豊平ウイングをはじめ避難場所となる地域集会所等の安全性確保や機能充実を財源確保も含め、どのような計画で進めていくのか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 避難場所となります安全性の確保や機能の充実については重要なことであると捉えております。かねてよりご指摘の雨漏り事案につきましては、令和7年度で豊平ウイングにおいては屋根の修繕を、K u m a h i r a スポーツアリーナにおいては、アリーナへ水滴が落ちないように応急処置を行う予定としております。地域の集会所などは、土砂、洪水、地震などの災害種別によって緊急避難場所に適さない施設、場所もございますので、周知や表示の工夫を図ってまいります。機能の充実では、施設の環境改善や物資の備蓄の充実などが考えられますが、多額の費用もかかることから、これまで備蓄計画に足る十分な準備ができているとは言えません。避難所の資機材等の備蓄については、令和6年度の国の補正予算成立を受けまして、本町も事業実施の方向で計画をしており、令和7年3月補正において可能な範囲で予算要求を行うよう現在準備を進めているところです。また現在、県において地震被害想定改訂作業、本年10月予定でございますけれども、が進められておりまして、取りまとめ後には備蓄計画の見直しも行うことになるものと考えております。内閣府のほうでは能登半島地震の混乱を踏まえて、物資調達・輸送調整等支援システムの機能強化を図っていくこととされておりまして、運用開始後は円滑で効率的な活用ができるのではないかと考えております。財源確保につきましては、国・県からの情報入手に努め、有利な補助、交付金の活用、適債性のある事業の選択などに努めてまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 町として防災に備えるための準備なり、予算確保なり、体制整備なりをしていくというふうな感想を持たせていただいたので、地域住民そのものも、住民のほうとしてもいろんな災害に備えた体制をできる限り整えておいて、何かあったときに慌てずに避難行動ができるような環境ができたらいいなというふうに思います。広域な本町では都市計画マスタープランにも掲げる災害等に強い安全・安心なまちづくりで、広域的避難も考えた防災対策をし

っかり進めていかななくてはなりません、これらへの取組とこれからの体制構築を含め、本町の防災体制への所見を町長に伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 自然災害の発生を止めることはできませんが、備えることはできます。防災の基本は自助であるということは言うまでもありませんが、自助が自分自身を守るためでもあり、共助や公助にも寄与することにつながることを啓発してまいります。学び塾やまちづくり出前講座、避難訓練などを通して自主防災会、地域防災リーダーの確保、育成に力を入れ、自主避難、避難の呼びかけ行動により逃げ遅れ・被災者ゼロの実現を目指してまいります。避難行動に支援を要する方へは、令和7年度を目標に個別避難計画の策定に取り組んでいきます。防災人材の確保・育成、一般職のスキルアップも重要です。県と市町が共同で進める県市町防災人材協議会（仮称）、に参画をして、県市町全体で持続的に高いレベルで災害対応が行える体制づくりを目指してまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） そうですね、県市町全体で持続的に高いレベルで災害対応が行える体制づくりを目指す。これに自分自身の身を守るということを意識してもらう地域住民の方の力が加われば、少しでも万が一のときに防災が機能していくのかなど。この体制が機能していくのかなというふうに思います。災害が起こらないことが一番なんですけども、ちゃんと備えるということを常に意識をしておいて、これから日々生活をしていくことも必要かなというふうに思います。これをもって私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日14日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 39分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~